

第 2 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成29年4月28日

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成29年4月28日(金曜日)

午後1時0分開議
午後2時22分休憩
午後2時30分開議
午後4時3分閉会

本日の会議に付した事件

平成29年度主要事業等の説明

報告事項

- ①水俣病対策の状況について
- ②荒瀬ダム撤去工事等の進捗状況について

出席委員(7人)

委員長 早田 順一
副委員長 高野 洋介
委員 城下 広作
委員 松田 三郎
委員 濱田 大造
委員 西山 宗孝
委員 岩本 浩治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田中 義人
政策審議監 中山 広海
環境局長 藤本 聡
県民生活局長 瀬戸 浩一
環境政策課長 田村 真一
水俣病保健課長 小原 雅之
水俣病審査課長 三輪 孝之
政策監 山口 喜久雄
環境立県推進課長 橋本 有毅
環境保全課長 山口 勝也

自然保護課長 中尾 忠規
循環社会推進課長 久保 隆生
くらしの安全推進課長 猿渡 信寛
消費生活課長 西川 哲治
男女参画・協働推進課長 早田 章子
人権同和政策課長 園田 正喜
商工観光労働部

部長 奥 菌 惣 幸

政策審議監兼

商工政策課長 中川 誠
商工労働局長 寺野 慎吾
新産業振興局長 村井 浩一
観光経済交流局長 原山 明博
国際スポーツ大会推進局長 小原 雅晶
商工振興金融課長 浦田 隆治
労働雇用創生課長 石元 光弘
産業支援課長 末藤 尚希
エネルギー政策課長 前野 弘
企業立地課長 小牧 裕明
観光物産課長 永友 義孝
国際課長 小金丸 健
首席審議員兼

国際スポーツ大会推進課長 水谷 孝司
企業局

局長 原 悟

次長兼総務経営課長 松岡 大智

工務課長 武田 裕之

労働委員会事務局

局長 一 喜美男

審査調整課長 真田 由紀子

事務局職員出席者

議事課主幹 門垣 文輝

政務調査課主幹 池田 清隆

午後1時開議

○早田順一委員長 ただいまから第2回経済環境常任委員会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さきの委員会におきまして、経済環境常任委員会の委員長を拝命いたしました早田でございます。

今後1年間、高野副委員長とともに、誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただくとともに、執行部の皆様方におかれましても御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

続いて、高野副委員長から挨拶をお願いします。

○高野洋介副委員長 皆さんこんにちは。

さきの委員会におきまして副委員長に選出されました高野洋介でございます。

早田委員長をしっかりと支えながら円滑な委員会に努めたいと思っておりますので、どうぞ1年間よろしくお願い申し上げます。

○早田順一委員長 次に、本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、自己紹介は、課長以上について、自席からお願いいたします。

また、審議員及び課長補佐については、お手元にお配りしております説明資料の中の役付職員名簿により紹介にかえたいと思っております。

それでは、田中環境生活部長から順にお願いいたします。

（環境生活部長、政策審議監～審査調整

課長の順に自己紹介）

○早田順一委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思っております。

また、執行部の説明は、着座のままで簡潔に行ってください。

初めに、田中環境生活部長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

以下、商工観光労働部、企業局、労働委員会事務局の順にお願いいたします。

では、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 環境生活部でございます。

環境生活部の組織並びに平成29年度の主要事業及び新規事業につきまして御説明を申し上げます。

初めに、組織機構について説明をさせていただきます。大変恐縮でございますが、平成29年度組織機構図及び役付職員名簿の1ページをお願い申し上げます。

当部は、環境政策課ほか2課及び環境局、県民生活局の各4課、合わせて本庁11課、出先機関2機関で構成し、職員数は、本庁184名、出先機関12名の合わせて196名となっております。

昨年度は、熊本地震への対応のため、6月20日に循環社会推進課内に災害廃棄物処理支援室を設置し、今年度も引き続き災害廃棄物処理に当たっております。これに伴い、職員数は、昨年度当初と比べまして7名増加をいたしております。

次に、平成29年度主要事業及び新規事業の1ページをお願い申し上げます。

平成29年度当初予算は、熊本復旧・復興4カ年戦略の基本理念であります、夢にあふれ

る新たな熊本の創造を目指し、一般会計として総額249億4,000万円余を計上いたしております。

その主な内容でございますが、まず、水俣病対策につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定業務を迅速かつ丁寧に進めてまいります。また、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々が抱える不安の解消などに取り組んでまいります。

次に、4カ年戦略の4つの取り組みの方向性に沿って御説明申し上げます。

第1に、安心で希望に満ちた暮らしの創造のため、熊本地震による災害廃棄物について、発災後2年以内の処理完了を目標に、市町村が行う家屋の公費解体などを支援してまいります。

また、復旧、復興に際して、県民の方々が直面する消費生活上の課題解決を図り、生活再建を支援してまいります。

地球温暖化対策につきましては、昨年11月に発効したパリ協定の枠組みのもと、本県独自に廃食用油回収やグリーンカーテン設置などを進めてまいります。

また、女性の社会参画を加速化するため、活躍推進サポーター養成講座の開催や、被災地復興に係る意思決定の場への女性の参画促進に取り組めます。

そのほか、県民の方々の人権意識向上のため、メディアを活用した広報、啓発や、熊本ヴォルターズと連携した取り組みを進めてまいります。

第2に、未来へつなぐ資産の創造のため、国立公園満喫プロジェクトに選定された阿蘇くじゅう国立公園において、被災した公園施設の創造的復興や、公園の魅力向上に取り組んでまいります。

また、震災により再認識した熊本の水の大切さや魅力を県内外に発信してまいります。

さらに、水俣市にございます県の環境センターでございますが、環境教育の拠点機能強

化のため、展示改修について検討を進めてまいります。

第3に、次代を担う力強い地域産業創造のため、バイオマス、未利用廃棄物など循環可能な資源活用を推進するため、普及啓発や事業化支援に取り組んでまいります。

第4に、世界とつながる新たな熊本の創造のため、児童生徒の台湾・高雄市との交流を行い、さまざまな分野で活躍できるグローバルな人材の育成に取り組んでまいります。

次に、平成29年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算でございますが、チッソ県債に係る元利償還金等として92億5,000万円余を計上いたしております。

以上、環境生活部の当初予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして342億円余となります。

このほか、水俣病対策の最近の状況につきまして御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、関係課長が御説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○早田順一委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○田村環境政策課長 環境政策課でございます。

環境政策課の主要事業、新規事業について御説明させていただきます。

主要事業及び新規事業の資料の2ページをごらんください。

水俣病問題の解決に向けた対策の推進、いわゆるチッソ金融支援についてでございます。

1に、これまでの経緯を記載しておりますが、汚染原因者負担の原則、いわゆるPPPを堅持しつつ、水俣病患者に対する補償金の支払いに支障がないようにするため、昭和53

年以降、患者県債、設備県債、一時金県債等の県債を発行し、チッソに貸し付ける形での金融支援が行われてきました。

しかし、チッソの借入金が膨れ、経営的にも厳しくなったため、平成9年度以降、中長期的な観点からの検討が行われ、平成12年2月に、現在の形である抜本的支援策が閣議了解されました。

2に、その抜本的支援策の概要を記載しております。

ポイントといたしましては、それまでの患者県債を廃止し、(1)チッソの経常利益から患者補償金を優先的に支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済を行うよう、所要の支払い猶予等を行う。(2)県が県債償還に支障を来さないよう、支払い猶予等相当額のうち、8割を国庫補助金、2割を特別な県債で手当てする。そして、この特別な県債については、その元利償還金を100%地方交付税で措置するというものでございます。

なお、チッソに対する金融支援に関しまして、万一不測の事態が発生した場合には、従来の閣議決定に基づき、国において万全の措置を講ずる旨、平成12年2月8日に閣議了解されております。

3ページをごらんください。

チッソへの貸付金につきましては、特別会計を設けて資金管理をしておりますが、こちらに平成29年度の予算措置額を記載しております。総額は、予算額の列の一番下の歳出合計の行をごらんいただければと思いますが、92億5,970万円余でございます。

4ページをごらんください。

平成28年度末のチッソ関連の県債の償還状況でございますが、一番右の列の3段目の計の行をごらんいただければと思いますが、今後の償還予定額は、元利合わせて395億円余でございます。

続きまして、5ページをごらんください。

平成28年度末のチッソに対する貸し付けの

状況でございます。

一番右の列の3段目の計の行をごらんいただければと思いますが、チッソからの今後の償還予定額は、元利合わせまして2,218億円余でございます。

次に、6ページをごらんください。

「水銀フリー社会」の実現に向けた取組の推進についてでございます。

これは、平成25年10月に本県で開催されました水銀に関する水俣条約外交会議において知事が行いました水銀フリー熊本宣言を踏まえまして、水銀をできる限り使わない水銀フリー社会の実現に向けて、国内外に対して先導的な取り組みを実施するもので、本年度は1,930万円余りを計上しております。

主な事業といたしまして、1、連携大学院における水銀専門家の育成でございます。

これは、県立大学と国立水俣病総合研究センター、いわゆる国水研の連携大学院におきまして、水銀研究を行う海外からの留学生に対しまして奨学金を給付するもので、26年度から開始しております。これまで連携大学院で受け入れております5人の留学生に加えまして、本年度、新たに受け入れる予定の2人分の奨学金等に関する予算を計上しております。

2といたしまして、県・市町村の退蔵水銀含有製品の一掃でございます。これは、県の機関や教育機関において、使用見込みのないまま保管されております水銀体温計や水銀血圧計などの水銀含有製品を回収、処理するもので、市町村分もあわせて回収することでスケールメリットを生かし、安価かつ安全に退蔵水銀含有製品を一掃することとしております。

環境政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小原水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

1の医療対策の推進につきましては、水俣病患者の方々の健康上の問題の軽減を図るため、医療費の自己負担分等を給付しております。

説明欄の表をごらんください。

水俣病患者手帳をお持ちの方は、平成21年制定の水俣病患者救済特別措置法により救済された方々、表右側の医療手帳をお持ちの方は、平成7年の政治解決後に救済された方々で、それぞれ、給付内容欄に記載のとおり、医療費の自己負担分や療養手当などの給付を行っております。

次に、2の水俣病関連情報の発信及び福祉の充実でございます。

説明欄1の水俣病関連情報発信事業は県が実施する事業で、小中高校生などへの啓発事業や水俣病語り部の方の海外派遣など、国内外で情報発信を行うものです。

2の水俣病関連情報発信支援事業は、水俣病資料館を拠点とした情報発信や水俣病発生地域の市、町などが行う水俣病に関する講座の開設などに対し補助を行うものです。

3の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、胎児性・小児性患者の方々の高齢化に伴う住生活不安解消に向けた調査検討や、患者の方々の日常生活や社会参加の支援を行うものです。

4の環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣病犠牲者慰霊式やもやい祭り、もやい音楽祭など、水俣市や団体が行う慰霊やもやい直しの取り組みなどに対し補助を行うものです。

水俣病保健課は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

資料の8ページをお願いします。

水俣病審査課では、資料の説明欄にありま

すとおり、公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法に基づく水俣病の認定業務を行っております。

米印でございますように、3月末現在の認定申請件数は1,146件となっております。このうち、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法に基づく認定申請件数は10件となっております。これは、国の臨時水俣病認定審査会での審査を求めている方の件数となります。

大変申しわけございませんが、ここで資料の訂正をお願いしたいと思います。

ただいま御説明しました1,146件という数字の次の括弧内の年月日が平成28年3月31日となっておりますが、これは平成29年3月31日の誤りでございます。28という数字を29に訂正いただければと思います。大変申しわけございません。

それでは、1の水俣病認定業務の推進について御説明いたします。

公健法に基づく認定申請をされている方に対して、(1)に記載のとおり、審査の前提となります疫学調査や検診を行っております。その後、(2)に記載しておりますが、認定審査会による審査を経て、知事による処分、すなわち水俣病の認定または棄却の決定を行うという流れになります。

次に、2の水俣病認定申請者治療研究事業ですが、これは、水俣市、芦北町などの指定地域に5年以上の居住歴があり、申請後1年を経過した認定申請者などに対し、知事の処分があるまでの間、医療費等を支給する事業でございます。対象者は、4月1日現在で376人となっております。

次に、3の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業でございますが、これは、地域に最新の医療を提供できるようにするため、熊本大学と水俣地域、天草地域の基幹病院をネットワーク化し、それぞれの基幹病院での診療カルテや画像を熊本大学でも見ることを

可能にするということにより、より専門的な指導や助言などを行うことができるようにするという事業でございます。

9ページをお願いいたします。

訴訟対応といたしまして、公健法に基づく知事の棄却の決定に対して不服がある場合の申し立てや訴訟についての対応を行っております。現在、水俣病関係の訴訟が8件、行政不服審査が136件となっております。

なお、水俣病対策の状況につきましては、後ほど報告事項のところでお報告させていただきたいと思っております。

水俣病審査課は以上でございます。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

10ページをお願いいたします。

1の環境施策の総合的推進でございますが、環境立県くまもとの実現に向け、第5次熊本県環境基本計画に基づく施策の進捗管理を行ってまいります。

2の地球温暖化対策の推進でございますが、温室効果ガスの削減のため、関係団体等とも連携し、県民の生活スタイルや企業活動の見直しに向けた普及啓発等を推進してまいります。

1のくまもとらしいエコライフ普及促進事業では、九州7県で取り組んでおります九州版炭素マイレージ制度の推進や、地域、学校等への講師派遣などを行っております。また、県民総ぐるみ運動推進会議における重点取り組みの実施とともに、年間を通じたキャンペーンを実施してまいります。

2の地球温暖化対策推進事業では、総ぐるみ運動推進会議の開催や地球温暖化防止活動推進員を通じた地域における普及促進、条例に基づく事業計画書制度の運用等を行ってまいります。

11ページをお願いいたします。

3の「水の国くまもとづくり」の推進でござ

いますが、地下水の恵みを将来にわたって県民が享受できるよう、1の「水の国くまもと」推進事業では、水の国高校生フォーラムの開催や節水キャンペーンなどを行ってまいります。また、熊本地震関連情報発信事業として、熊本地震後でも変わらない水風景などをまとめた冊子や、イメージ動画の作成により水の魅力を発信してまいります。

2の地下水保全条例円滑施行事業は、条例に基づく地下水採取の許可事務等を行うものです。また、阿蘇地域における地下水保全に向けた市町村との意見交換等を進めてまいります。

3の熊本地域地下水保全協働推進事業は、公益財団法人くまもと地下水財団に対する負担金等でございます。

4の水環境教育推進事業は、幼児から小学生まで、年代に応じた環境教育を推進するものです。

12ページ、お願いいたします。

4の有明海・八代海の再生でございますが、特措法に基づく県計画に沿って、国や関係県等とも連携しながら、海域環境の保全、改善及び漁業の振興を全庁的に推進するとともに、地域における自主的な環境保全行動の活性化を図ってまいります。当課は、庁内の取りまとめの立場として、引き続き、国、関係県との連絡調整や庁内関係課で構成する再生推進チームを中心とした再生方策の検討、県民への普及啓発に取り組んでまいります。

5の環境教育・学習の推進でございますが、1の環境センター運営事業は、県の環境学習の拠点施設として、環境センターにおいて、県内の全小学5年生を対象とした水俣に学ぶ肥後っ子推進事業など、環境教育を推進していく事業でございます。

13ページをお願いいたします。

2の環境センター拠点機能強化事業は、館内の常設展示「エコステージ」が、経年劣化による故障やふぐあいが生じていることに加

え、パリ協定の発効を受けて注目度が高まっている地球温暖化問題に関する環境教育を充実強化するため、展示内容の検討及び改修に係る設計を行うものです。

環境立県推進課は以上でございます。

○山口環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

本年度の主要事業の主なものについて御説明いたします。

説明欄1、大気質の保全対策の推進の下段、(1)大気汚染規制事業でございますが、大気汚染防止法等に基づき、ばい煙発生施設や粉じん発生施設などの届け出指導や事業所への立入検査を行うとともに、排出ガス等の測定を行い、排出基準の遵守の徹底を図るものでございます。

(2)大気環境監視事業は、光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時監視するもので、36カ所の大気測定局と移動測定車を活用して、大気環境の常時監視を行っております。

15ページ、(3)テレメータ施設の管理運営事業は、常時監視した測定結果をリアルタイムで県民に提供するもので、大気汚染状況が悪化した場合は、光化学スモッグ注意報の発令やPM2.5の注意喚起を行っております。

次に、中段、2のダイオキシン類対策の推進でございます。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気や公共用水域等におけるダイオキシン類の監視をするものです。県内を4つのブロックに分け、4年で一巡するローリング調査を行っております。本年度は、有明、山鹿地域において実施予定でございます。

また、排出基準が適用される工場、事業場に対し、届け出の指導及び立入検査等を実施しております。

次に、16ページをお願いいたします。

アスベスト対策の推進についてでございます。

石綿救済法に基づき、石綿による健康被害者等への総合的な窓口として、当課が相談対応や救済給付申請の受け付けを行っております。

2の監視指導及び調査事業等の実施の(1)熊本地震におけるアスベスト対策につきましては、被災建築物の解体工事に伴い、アスベストの飛散が懸念されることから、昨年度に引き続き、解体現場への立入検査、災害廃棄物仮置き場等の大気中アスベスト濃度調査を実施してまいります。

次に、17ページをお願いします。

3の県有建築物アスベスト(レベル2)使用状況調査についてでございます。

この事業は昨年度から実施しており、県有建築物の煙突などにおけるアスベストの有無を調べる目的で行うもので、本年度も引き続き調査を実施するものでございます。昨年度の調査でアスベスト飛散のおそれが判明した煙突等につきましては、適切なアスベストの除去の措置を講じることとしております。

次に、3、水質保全対策の推進でございます。

1の水質環境監視事業は、河川や海域等の公共水域の常時監視と事業場からの排水などの監視や必要な指導を行うものでございます。

次に、18ページをお願いします。

2の地下水監視事業は、豊かな熊本の地下水を将来の世代に引き継ぐため、地下水について、硝酸性窒素やヒ素、カドミウム等の有害物質を常時監視するものでございます。

次に、4、開発における環境配慮の推進でございます。

環境アセスメントと言われるものでございまして、開発行為を行うに当たり、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者みずからが調査、予測評価を行い、結果

を公表して住民や行政から意見を聞き、それらを踏まえて、よりよい事業計画をつくり上げていこうとする制度で、環境に配慮した開発事業が行われるよう指導を行うものがございます。

最後に、5、水道事業の推進でございます。

平成27年3月に公表した本県水道の基本方針に示す熊本県水道ビジョンに沿って、安全、安心な飲料水の確保のため、市町村等が行う水道事業の運営基盤の強化や水道施設の適正な維持管理、地震等災害時における危機管理体制の整備強化などの指導、監督を行うものがございます。

環境保全課は以上でございます。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の19ページをお願いします。

項目としまして3項目ございます。項目ごとに主な事業を説明いたします。

まず、項目の1の自然環境の保全は、本県のすぐれた自然環境を県民の財産として次世代に引き継ぐ、また、豊かな自然環境の象徴である希少な野生動植物を指定、保護することにより自然環境や生物多様性の保全に努めていくものがございます。

説明欄の1から3は、自然保護に関します普及から保全、対策事業に関するものがございます。

4は、特定外来生物スパルティナ属防除対策事業で、これは我が県のみで生息するスパルティナ属を除去するもので、坪井川、大野川において事業を実施いたします。

次に、20ページをお願いします。

項目欄の2の自然公園の保護・利用は、自然公園内での開発行為等の制限や公園を訪れる県民や観光客が快適に利用できますよう、ビジターセンター、休憩所、九州自然歩道などの施設整備や管理を行ってまいります。

4の国立公園における国際化・老朽化等整備交付金事業は、公園施設の案内板の多言語化やトイレを洋式化するなど、国際化に取り組み、訪日外国人等の誘客を図る整備事業でございます。

次に、21ページをお願いします。

5の自然公園施設等災害復旧事業ですが、備考欄にありますように、28年度事業の繰越事業で、熊本地震で被災しました阿蘇山上の給水施設と草千里駐車場の復旧を行うものがございます。

6の国立公園満喫プロジェクト推進事業ですが、国立公園で被災しました九州自然歩道の見直し、トレッキングコースの新たな選定、アクセスルート上の新たなビューポイントの選定、施設等の設置等に伴う全体計画の調査や阿蘇山上、大観峰、菊池溪谷におきまして、復旧や施設整備を行っていくものがございます。

次に、項目3の野生鳥獣の保護・管理及び狩猟でございます。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づきまして、第11次鳥獣保護管理事業計画を策定しまして、この計画により、野生鳥獣の保護や有害鳥獣等の捕獲を実施するものがございます。

次に、22ページをお願いします。

2のアライグマ防除体制強化事業ですが、これは、ペットが野生化しまして、現在九州の北部地域で多くの確認、捕獲が報告されており、今後南下が予想されることから、その防除対策事業でございます。

3の特定鳥獣適正管理事業ですが、鹿による森林被害を軽減するために、鹿の有害鳥獣捕獲を行う市町村に対しまして補助をするものがございます。

5の指定管理鳥獣捕獲等事業ですが、これは、鹿やイノシシの適正生息数へ早期に誘導するために、県が事業主体となりまして、個体群管理捕獲あるいは鳥獣の捕獲を事業とし

て実施する認定鳥獣捕獲等事業者を育成するものでございます。

以上、自然保護課の説明は終わります。

○久保循環社会推進課長 説明資料の23ページをお願いいたします。

まず、左側の項目1、熊本地震に係る災害廃棄物の処理でございます。

説明欄3行目の進捗状況ですが、公費解体につきましては、本格的なスタートから9カ月目となる3月末時点で2万棟余りの解体が完了し、最終的に想定している解体棟数に対しては59%の進捗率でございます。

また、廃棄物の処理量としては、2月末時点で140万トン余で、災害廃棄物処理実行計画を策定した昨年6月末の時点での推計量195万トンに対しては71.9%となり、リサイクル率も、目標の70%に近づいているところでございます。

資料には掲載しておりませんが、熊本市以外の市町村は年内に、解体建物数が最大の熊本市も来年3月までに解体処理を終了する見込みでございますが、生活再建を急ぐ被災者の皆様のお気持ちを踏まえ、可能な限り前倒しができるように支援してまいります。

主要な事業としては、まずは説明欄の1、災害廃棄物処理事業(受託)94億4,000万円余の予算でございますが、益城町を初めとする7市町村につきましては、県で処理事務を受託しており、空港南側に設置した二次仮置き場で昨年9月末以降、木くず、コンクリート殻、混合廃棄物の順序で建物解体に伴う廃棄物の受け入れを拡大し、本年1月からフル稼働で処理を進めております。本年度は、この二次仮置き場で処理を進め、終了次第、施設を撤去することとしております。

次の新規事業、2、災害廃棄物処理調整事業につきましては、市町村や関係業界団体等との処理に関する全体調整を行いつつ、今回

の地震災害の経験を踏まえ、今後の災害に備えた処理体制の強化について協議、検討してまいります。

続けて、項目2、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用の推進でございます。

説明欄の1、ごみゼロ推進県民会議関連事業は、県民代表や事業者、行政機関で構成する会議を運営し、一体となって、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル、いわゆる3Rに取り組むものでございます。

2、廃棄物コーディネーター事業は、産業廃棄物に関し、専門知識を有する嘱託職員を2名配置しまして、年間平均170者程度でございますけれども、事業者を個別訪問して3Rの推進について支援、助言を行うものでございます。

24ページをお願いいたします。

新規事業の3、産業廃棄物税効果検証事業ですが、平成17年度から九州各県で一斉に施行しました、いわゆる産廃税につきましては、条例附則の規定に基づき、5年ごとに施行の状況や経済、産業の情勢を勘案しまして、必要に応じて見直すこととされております。次回が平成31年度を目途とすることとされておまして、今年度は、県内の産廃の発生、処理状況などの調査、検証を行い、来年度、九州各県と調整を進める予定でございます。

続きまして、項目3、廃棄物の適正処理の推進でございます。

説明欄1、産業廃棄物適正処理事業は、排出事業者や処理業者に対する立入調査ですとか、指導等を実施するものでございます。

2、不法投棄等防止対策関連事業は、各保健所に配置した廃棄物監視指導員や情報提供団体等の連携を通じまして、産業廃棄物の不法投棄、不適正処理の発生防止を図り、また、早期の発見、改善を行うものでございます。

3、海岸漂着物対策推進事業は、昨年度の

12月補正において、経済対策分として確保させていただいたものでございまして、環境省の補助金を活用し、海岸漂着物の回収、処理を推進するものでございます。

25ページをお願いいたします。

項目4、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進、一昨年12月にオープンした南関町のエコアくまもとの関連でございまして。

説明欄の1、産業廃棄物処理施設モデル事業は、立地を受け入れていただいた南関町に対し、処分場周辺の地域振興を図るために、交付金を交付するもの。

2、エコアくまもと環境教育推進事業は、県北の環境教育の拠点として循環型社会の形成に資する環境教育プログラムを実施していくもので、初年度となった昨年度は、視察も含めて2,100名ほどの来館をいただいております。

循環社会推進課は以上でございまして。

よろしくをお願いいたします。

○猿渡くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございまして。

資料の26ページからお願いをいたします。

初めに、総合的な交通安全対策の推進ですが、平成28年度に策定をいたしました第10次熊本県交通安全計画に基づきまして、交通安全思想の普及啓発や交通事故相談等の施策を推進してまいります。

県下の交通事故は、昨年まで発生件数が10年連続、死傷者数が12年連続で減少しております。その大きな原動力は、県民の理解と協力と考えております。

そのような観点から、1の県交通安全推進連盟によります幅広い交通安全県民運動の推進や2の飲酒運転の根絶等をテーマといたしました県民参加型の広報等によりまして、交通安全思想の普及啓発を図り、引き続き、県民の理解と協力を進めていくこととしており

ます。

3の交通事故被害者対策につきましては、県の交通事故相談所に相談員2名を引き続き配置し、あらゆる交通事故相談に対応し、被害者等の救済と援護を行ってまいります。

次に、安全安心まちづくりの推進ですが、犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例に基づきまして、県民を初め、学校、事業者、ボランティア、警察等と連携の推進に努め、防犯に関する広報啓発や自主防犯活動団体の育成等に取り組んでまいります。

特に、自主防犯活動団体につきましては、平成16年以降、連続して犯罪の認知件数が減少していることに大きな役割を果たしていると考えておりますので、地域防犯ボランティアのリーダーの育成等、引き続きその活性化を促進してまいります。

次に、犯罪被害者等支援推進についてであります。

平成28年度に策定をいたしました熊本県犯罪被害者等支援に関する第3次取組指針に基づきまして、犯罪被害者等を支援し、権利、利益の保護に取り組んでまいります。

また、犯罪被害者等の心情を踏まえた心の通った支援を行うためには、職員の理解が第一であり、担当職員の研修会等を通じて、その理解と能力向上に努めてまいります。

資料の28ページをお願いいたします。

1の食の安全安心の確保対策ですが、県の食の安全安心推進条例を踏まえ、食の安全安心対策を総合的、計画的に推進するため、県の食の安全安心推進計画を策定しており、同計画に基づき、県民、関係団体と連携をしながら、食の安全セミナーや地域での意見交換会を開催し、若者層への学習機会の提供など、食の安全、安心に関する普及啓発を推進してまいります。

資料29ページをお願いいたします。

2の食品品質表示指導事業ですが、食品の産地偽装等の防止と消費者の食品表示に対す

る信頼を回復するため、平成27年4月に施行されました食品表示法に基づきまして、適正な食品表示に向けての事業者への監視、指導及び消費者啓発等の取り組みを推進してまいります。事業者への監視、指導では、定期的な巡回指導のほか、食の安全110番等による各種情報をもとに、必要な調査を適宜行い、違反事例に対しては厳正に対処してまいります。また、出前講座等により食品表示制度のさらなる普及啓発にも関係部局と連携して取り組んでまいります。

最後に、総合的な青少年施策の推進です。

1のグローバルジュニアドリーム事業ですが、グローバル社会に視野を向けた子供の育成を目的といたしまして、県内の小中学生の団員及び高校生のリーダー、計29名を熊本青少年大使として台湾の高雄市へ派遣し、交流を行います。本年度は、8月4日から8日までの4泊5日で、日本人の先達の功績視察でありますとか、高雄市の子供たちとの交流会、ホームステイ等を予定しております。

資料30ページをお願いいたします。

2の少年保護育成条例実施事業ですが、これは、少年の健全育成と保護を目的として制定をいたしました熊本県少年保護育成条例を適正に運用する事業でございまして、同条例に基づきまして、有害図書等の有害環境の調査、浄化活動に取り組んでまいります。

また、インターネット上の有害情報を介した犯罪被害やトラブルから少年を保護するため、保護者や少年の啓発を強化し、少年が利用する携帯電話等へのフィルタリングを普及促進してまいります。

くらしの安全推進課は以上でございます。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料の31ページをお願いします。

消費者行政の充実強化でございます。

高度情報化、高齢化等の進展により、消費

者被害については、変化、複雑巧妙化しており、多重債務問題も依然としてございます。消費者被害の未然防止や被害の早期救済、多重債務問題の解決に向け、市町村や関係機関などと連携しながら、取り組みを進めてまいります。

また、熊本地震による被災者の方々の生活再建を支援してまいります。

1、消費生活相談・啓発事業は、県消費生活センターの主な活動でございます消費生活相談員による相談、商品テストの実施や出前講座などを実施してまいります。

2、地方消費者行政推進事業でございます。市町村の消費生活相談窓口の機能充実に向けた支援や県消費者行政の広域的、専門的機能の充実を図ってまいります。

主な取り組みといたしましては、(2)の市町村事業に対する補助は、消費生活相談員の配置や消費者教育及び啓発事業などへの補助を行うものでございます。市町村支援につきましては、特に、(4)の相談体制の広域連携、地域における見守りネットワークの構築、庁内連携による消費者問題の解決の3つの視点から支援してまいります。

(6)のICTを活用した市町村相談体制の強化は、タブレットを活用し、相談や研修などを行うものでございます。

(8)は、計画期間満了によりまして、本年度は第3次消費者基本計画の策定に取り組みます。

説明資料の32ページをお願いします。

3、消費者自立のための生活再生総合支援事業でございます。これは、これまでの多重債務者への支援から、対象者を熊本地震を含むさまざまな理由により生活再生の支援が必要な方々に拡充し、債務整理から家計診断、生活資金の貸し付けまで一貫した支援を行うものでございます。

次に、4、生涯安心！消費者ライフ推進事業は、地域における相談体制の充実を図るた

め、消費生活相談サポーターを育成するとともに、本年度から消費生活相談員資格試験講座を実施し、消費生活相談員の育成を行ってまいります。

次に、6、消費者教育推進事業でございますが、知的障害者やその支援者への研修、市町村の消費者教育推進計画の策定を支援するものでございます。

最後に、7、災害関連消費生活相談機能強化事業でございます。

熊本地震で被災された方々の消費生活相談に対応するため、引き続き、法律相談や休日相談を行うとともに、被災した市町村相談窓口の再整備への補助、地域支え合いセンターと連携した被災者の生活再建支援に取り組んでまいります。

消費生活課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○早田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

項目欄1、協働の推進でございます。

地域の課題やニーズが多様化する中、行政やNPO等のさまざまな主体が相互の自主性、主体性を尊重し、役割分担しながら、地域課題の解決を図る協働の取り組みを進めるための支援を行うものでございます。

主な事業といたしまして、1、県民との協働推進事業では、NPO法人等への支援、指導等を行っております。また、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の認定、特例認定等の業務を行い、NPO法人の経営基盤強化を図っております。

項目2、男女共同参画の推進でございます。

性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けまして、熊本県男女共同参画推進条例及び第4次熊本県男女共同参画

計画に基づきまして、県民、市町村、事業者等と連携し、総合的かつ計画的に取り組みを進めております。

主な事業といたしましては、次の34ページをお願いいたします。

34ページ、5、くまもとの女性活躍促進事業でございます。

就業や雇用分野における男女共同参画の推進を加速化させるために、企業における女性活躍促進に向けまして、将来の経営者に向けまして、女性経営参画塾や女性活躍推進サポーター養成講座などを開催するものでございます。

続きまして、項目3、くまもと県民交流館における県民の活動支援でございます。

くまもと県民交流館パレアは、県民の自発的で主体的なさまざまな活動を支援する拠点施設でございます。館内には、NPO・ボランティア協働センター、男女共同参画センター、生涯学習推進センターがございまして、それぞれの活動に取り組む県民の方々を支援しております。

主な事業といたしまして、1、被災地復興女性参画促進事業でございます。男女共同参画の視点を踏まえまして、多様な主体の参画による創造的復興を実現するために、東日本大震災の成功事例の提供、それからワークショップの開催等によりまして、地域社会における意思決定の場への女性等の参画を推進するものでございます。

男女参画・協働推進課は以上でございます。

御審議よろしく願いいたします。

○園田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

35ページをお願いいたします。

同和問題を初めとするさまざまな人権課題の解決に向けて、記載しております1から7の事業を通しまして、人権施策、啓発推進に

取り組んでまいりたいと考えております。

1番の人権施策推進事業は、当課が所管しております協議会、委員会等の運営経費でございます。庁内関係各課との連絡調整、また、県内の行政機関、議会等との連携、さらに有識者等から意見をいただきながら、より実効性のある施策に取り組んでまいります。

2番、3番の事業は、国の地方委託事業を活用した取り組みでございます。記載しておりませんが、国が全国一定水準の啓発活動を確保する観点から、地方に事業を委託するものでございます。

2番の事業は、当課の取り組みです。講演会や人権フェスティバルの開催、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアの活用及び熊本ヴォルターズとの連携による広報、啓発活動に取り組んでまいります。

3番の事業は、市町村が実施する講演会、研修会などの人権啓発活動に対し支援するものでございます。

4番の地方改善事業費は、市町村が設置、運営いたします隣保館が実施する相談事業等に対し支援するものでございます。

そのほか、5番は、行政や関係団体等との連携、また、6番は、研修会の開催等を通して人材の育成、さらに、7番の事業により人権全般に関する県民の相談に対応してまいります。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○早田順一委員長 次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

初めに、奥菌商工観光労働部長。

○奥菌商工観光労働部長 商工観光労働部の主要事業等の説明に先立ちまして、震災後の状況につきまして、若干御説明をいたします。

震災後、商工観光労働部では、企業を潰さない、雇用を守る、傷んだ地域産業を支えるの、復旧、復興の3原則とした施策に取り組んでまいりました。

傷ついた県経済、産業の復旧、復興に向け、グループ補助金を初めとした支援施策等にスピード感を持って取り組んでまいりました結果、震災以降落ち込んでいた景気はV字回復を果たし、日銀熊本支店の分析でも熊本の景気は回復基調にございます。

一方、雇用情勢につきましては、復旧需要に直面する企業や操業度を引き上げる企業からの求人増を背景に、県内の有効求人倍率は1.47倍ということでございます。この数字につきましては、きょうの午前中に労働局から最新の数字が出てまいりまして、1.54倍、さらに上がっているところでございます。いずれにいたしましても、全国平均を上回る高い水準となっており、人手不足という観点からは、逆に復興への懸念材料となっているところでございます。

それでは、平成29年度の当部の組織機構及び主要事業、新規事業について御説明いたします。

当部の組織機構につきましては、お手元の資料、平成29年度組織機構図及び役付職員名簿10ページをお開きください。

商工労働局、新産業振興局、観光経済交流局、国際スポーツ大会推進局の4局体制のもと、本庁9課、出先機関5機関で、職員数は、本庁204名、出先機関99名の合計303名となっております。

本年度の主な組織改正につきましては、まず、商工振興金融課内に企業復興支援室を設け、グループ補助金に係る業務を専門的かつ効果的に処理する体制を整備いたしました。

また、くまモン関連業務を、より全庁的な視点から戦略的な展開が図られるよう知事公室に移管するのに伴い、県産品の販路拡大業務を観光と一体的に取り組むよう観光課に移

管し、名称を観光物産課に改めました。これにより、くまもとブランド推進課を廃止しております。

さらに、複数課にまたがっていたクルーズ船やインバウンドの誘致関係は、国際課に集約することとしております。

なお、11ページから17ページまでは、当部の役付職員名簿及び事務分掌となっております。

次に、平成29年度主要事業及び新規事業につきましては、お手元の資料、平成29年度主要事業及び新規事業36ページをお開きください。

平成29年度当初予算につきましては、一般会計、特別会計合わせまして999億8,850万円余となっております。

主な事業の内容としましては、平成29年度も引き続き、復旧、復興の3原則のもと、取り組んでまいります。

被災企業の支援として、グループ補助金の適切かつ円滑な執行に努め、被災した中小・小規模企業のニーズに対応した資金繰り支援や経営支援に取り組むとともに、BCP策定を支援してまいります。

また、雇用の面では、安心して働き続けられるブライツ企業の認定を進めるとともに、その普及啓発に努め、県内産業の人材確保、若者の地方定着等を推進してまいります。

さらに、観光面では、観光客の誘致、特にインバウンド対策として、韓国、台湾、香港向けの取り組みを強化してまいります。

最後に、復旧、復興をなし遂げた熊本を示すまたとない舞台でございます、2019年女子ハンドボール世界選手権大会及びラグビーワールドカップの成功に向け、関係機関と密接に連携しながら、着実に準備を進めてまいります。

なお、本年度の主要事業、新規事業の詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願いいた

します。

○早田順一委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○中川政策審議監 商工政策課でございます。

同じく資料の37ページをごらんください。商工政策課、3事業でございます。

まず、商工観光労働部政策調整事業でございます。

部内の主要施策を実施するために必要な各種調査等を行うもので、640万円を計上しております。

次に、新規学卒者の県内就職率アップ推進事業でございます。

新規学卒者の県内就職率を高め、人材の県外流出を防ぐために、学生や保護者に向けた県内企業、県内就職の情報発信を行うもので、500万円を計上しております。

最後に、BCP策定等支援事業でございます。

災害等に備え、県内中小企業の事業継続計画、いわゆるBCP策定に向けた取り組みを支援するもので、690万円余を計上しております。これは新規事業でございます。

商工政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料の38ページをお願いします。

1の商工会・商工会議所・商工会連合会補助は、商工会、商工会議所等に対しまして、経営指導員等の人件費や事業費などの補助を行うものでございます。

次に、2の組織化指導費補助は、中小企業団体中央会に対しまして、指導員等の人件費や事業費などの補助を行うものでございます。

次に、3の小規模企業サポート力強化事業は、商工団体の機能強化を目的としたもので、県北及び県南地域に設置しております経営支援サポートオフィスなどによる支援により、商工団体の経営指導員に対するOJT、実践研修の実施や専門性の高い案件における個別指導のサポートを行うものでございます。

次に、39ページをお願いします。

4の商店街にぎわい創出事業は、商店街の持続的なにぎわいが図られるよう、個店の魅力づくりによる繁盛店づくりへの支援や商店街活性化に向けた商店主活動への支援、また、(3)にありますようなにぎわいづくり、まちなかづくりのための各種補助事業を行うものでございます。

おめくりいただいて、40ページをお願いいたします。

5の中小企業金融総合支援事業は、中小企業の資金調達の円滑化を図るため、制度融資の運用を図るものでございます。今年度も引き続き、熊本地震からの復旧を支えるために、金融円滑化特別資金など9つの資金に新規融資枠1,000億円を確保するとともに、必要な保証料補助を行うこととしております。

次に、下段の6、中小企業等復旧・復興支援事業は、グループ補助金に係る受け付けセンターの設置や、41ページになりますが、被災事業者の課題に応じた専門家派遣による経営支援を行うものでございます。

グループ補助金につきましては、昨年度の3度にわたる補正予算で総額1,474億5,000万円を予算計上し、平成28年度末までに2度の公募を通しまして、合計420グループの計画認定を行っており、順次交付決定の手続きを進めているところでございます。

また、4月10日までに第3次公募を実施しており、新たな計画認定に73グループ、計画認定の変更に70グループを受け付けております。

なお、補助金の執行面では、本日付で280事業者、39.4億円を交付決定し、これまでの交付決定は1,904事業者、486.6億円となっております。

補助金事務につきましては、ことし4月、課内に企業復興支援室を設置するなど、体制をさらに充実させましたので、その執行を加速化させていくこととしております。

続いて、7の中小企業高度化資金貸付は、中小企業が経営の近代化や合理化を図るため、工場団地や共同店舗の建設等を行う場合に、資金の貸し付けを行うものでございます。

なお、本年度は、(2)のB方式の1件の貸し付けを予定しております。

商工振興金融課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

42ページをお願いします。

まず、1、くまもと復興人材UIJターン促進事業です。

企業の人材不足への対応や地震による熊本への関心が高まる中で、UIJターン希望者の窓口として、熊本県UIJターン就職支援センターを東京と熊本に設置しております。民間事業者へ委託し、東京及び熊本に担当者をそれぞれ1から2名配置して対応しております。県内企業への訪問や首都圏などの県外就職イベントへの参加、協定締結校を初め県内外の大学などへ働きかけを実施し、積極的な人材の掘り起こしを行うこととしております。

次に、2、地域創生人材育成事業です。

若者の県外流出防止や女性の社会参画、人手不足分野の人材確保を目的に、IT産業やBPO・コールセンター、建設の3分野の人材の確保、育成について、厚生労働省からの委託事業として取り組むものです。

具体的には、IT産業分野では、離職者や高卒者、学卒者などを対象として、座学研修や現場実習訓練の実施、BPO・コールセンター分野では、主婦や子育てによる離職者などを対象としたセミナー研修や現場実習訓練の実施、建設分野では、鉄筋や型枠など躯体工事の専門技術者を対象に、多能工育成のための在職者訓練の実施による就業の促進に取り組めます。

43ページをお願いします。

3、ジョブカフェによる地域での就労支援についてです。

地元就職を希望する若者を初め、女性、高齢者、障害者の求職者に対し、一人一人の状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っております。このため、水前寺駅ビル2階に設置するジョブカフェくまもとでは、ハローワークなどと連携し、就職相談など若者の就職支援をワンストップで行っております。

また、これを地域に展開するため、地域振興局にジョブカフェ・ブランチを設置し、求職者の就職支援を実施しております。

また、地域の求人開拓に当たるしごと開拓員を広域本部単位で配置し、地域の企業情報などの収集を行っております。

次に、4、熊本県職業能力開発校拠点化調査事業です。

本県には、職業能力開発施設として、必置機関であります高等技術専門校と高等職業訓練を行う技術短期大学校がございます。高等技術専門校につきましては、建設後50年を経過する建物もあることから老朽化対策が必要で、これを契機に、技術短期大学校との連携強化や取り組みの充実、事務の効率化を図るため、技術短期大学校隣接地への集約について検討を行うものです。

検討に当たっては、関係機関や団体などとの協議を経て、検討会議の実施、基本構想の作成などにより進めていくこととしております。

44ページをお願いいたします。

5、熊本県ブライ企業推進事業です。

県内での就職率を上げるため、従業員が生き生きと働き続けられるよう、従業員や求職者から見た魅力ある企業をブライ企業として認定し、県内労働力の確保を図るものです。

具体的には、現在108事業所を認定しております。認定企業は新聞などでその取り組みなどの広報を行っております。また、学生、保護者向けガイドブックを作成し配布しているほか、ブライ企業を集めた合同PRイベントや高校の進路指導教員と企業との意見交換会も実施しております。あわせて、ブライ企業を目指す企業に対し、社会保険労務士などの派遣による処遇改善や企業セミナーなどを実施することで、労働環境に対する意識改革を行っております。

45ページをお願いします。

6、女性、高齢者、障がい者等の活躍促進・就職支援についてです。

個人の能力の発揮による労働参加率の向上を目指し、女性、高齢者、障害者などの就労促進や支援を実施しております。

まず、働きやすい職場改善促進事業として、企業や専門家へアドバイザーを派遣するほか、人事・労務担当者などを対象とした説明会の開催、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を実施しております。

また、高年齢者の雇用促進として、シルバー人材センターへの支援や、九州・山口70歳現役社会推進協議会を中心に各県連携した取り組みを進めております。

障がい者への就労支援では、障害者就業・生活支援センターによる障害者の就労、生活支援や高等技術専門校における職業訓練事業の実施などを通して、障害者の就労支援に取り組んでおります。

最後に、7、戦略産業雇用創造プロジェクト事業についてです。

セミコンダクタ関連産業、食品関連産業、観光関連産業において、県の産業政策と一体となって雇用を創出する事業に取り組むことで、戦略的な産業振興と雇用対策を進めております。

具体的には、教育、訓練機関など関係団体で構成するくまもと雇用創出総合プロジェクト推進協議会を立ち上げ、ネットワーク化を図るとともに、新たな従業員の雇用を前提として、生産量の拡大や新分野、海外への進出などに対する助成措置や、企業の人材確保のためのマッチング支援を実施しております。

また、求職者向け人材育成事業として、企業の人材ニーズなどを踏まえ、人材派遣会社での雇用と企業への派遣を通して、企業や求職者への支援を行っております。

労働雇用創生課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○末藤産業支援課長 産業支援課でございます。

47ページをお願いいたします。

3番の地場企業立地促進費補助は、地場企業の県内における工場等の新增設及び新規雇用を促進するため、設備投資の規模や雇用者の増加数など、一定の条件を満たす地場企業に対して助成を行うものでございます。

48ページをお願いいたします。

4番のプロフェッショナル人材戦略拠点運営事業は、県内に拠点を設置し、プロフェッショナル人材マネージャーを配置することで、県内企業が攻めの経営や経営改善への意欲を喚起し、県内外の優秀な人材の獲得を支援するものでございます。

5番のリーディング企業創出事業は、成長可能性の高い県内中小企業を、県や産業支援機関、大学などが総合的かつ継続的に支援することにより、地域において高い付加価値を生み出すリーディング企業の創出を加速し、地域経済に好影響を及ぼす中核となる企業の

創出へ向けた取り組みを支援するものでございます。

49ページをお願いいたします。

6番の「熊本県IoT推進ラボ」事業でございます。

留学生や外国人労働者などと県内企業を情報ネットワーク化し、ビジネスにつながるアイデアを出していただき、県内企業と事業化に取り組むことにより、本県におけるIoT、ITを活用した新産業創出につなげていくことを目的とした事業でございます。

7番の自動車関連取引拡大推進事業は、新規事業でございます。

県内企業の技術力や生産性向上に向けた支援を行うとともに、自動車メーカー等との緊密な情報交換を行うため、県内外に拠点及びコーディネーターを設置することで、県内企業の自動車関連産業への参入を促進し、県内企業の成長、発展を図ることを目的とした事業でございます。

最後に、53ページをお願いいたします。

14番目、産業基盤技術高度化事業は、平成28年熊本地震により被災した熊本県産業技術センターの建物、設備の本格復旧を行い、新たな事業創出のため、事業展開を加速させるものでございます。

産業支援課は以上でございます。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

資料の54ページをお願いします。

1の新エネルギー等導入推進事業でございますが、太陽光発電や小水力発電などの新エネルギーの導入推進のため、事業者と地元市町村、関係者等との調整や事業者への支援を行ってまいります。

次に、2のくまもと県民発電所推進事業でございますが、くまもと県民発電所の普及促進を図りますとともに、県民発電所の立地市町村が発電事業者と共同で行う地域振興事業

に対する助成とともに、民間事業者が行う新たな県民発電所実施に向けた事業可能性調査に対する助成を行うものでございます。

55ページをお願いします。

3の熊本県総合エネルギー計画推進事業でございます。

総合エネルギー計画の進捗状況の把握及び庁内関係課で構成する推進会議を開催するなど、計画の推進を図るものでございます。

また、省エネに関しまして、中小企業の省エネ設備導入等に関するセミナーを開催するものでございます。

4は、新規事業といたしまして、採石指導取締・採石業等育成増進事業でございます。

立入検査等の実施体制を拡充し、採石場に対する指導、監督の強化を図りますとともに、採石業者の研修会の開催、外部有識者による技術的指導の実施体制の構築を行うものでございます。

5の阿蘇採石場防災対策事業でございます。

昨年末に終掘した阿蘇採石場の防災対策工事の設計、また、貯水池の埋め戻しに伴い必要となる排水路の整備等を行うものでございます。

エネルギー政策課は以上でございます。

よろしくをお願いします。

○小牧企業立地課長 企業立地課でございます。

当課は、9項目ございますが、5本に絞り、説明させていただきます。

説明資料の56ページをお願いいたします。

まず、2番の戦略的企業誘致推進事業ですが、熊本地震によるマイナスイメージを払拭し、アジアに近い地理的優位性や豊富な人材など、本県のすぐれた立地環境を改めてPRするため、名古屋での知事トップセールスの開催や業界紙等による情報発信を行うとともに、2、事業概要(4)に記載していますが、

今年度から新たに、既立地企業の人材確保を支援するため、県内の大学や高校と企業とのネットワークづくりに取り組むこととしていきます。

57ページをお願いいたします。

3番の産業支援サービス業等集積促進事業ですが、コールセンターなどの産業支援サービス関連企業の誘致を推進する事業でございます。誘致した企業への補助金やテクノプラザビルの維持管理等に要する経費でございます。

なお、中段の表の下に記載していますが、平成32年3月31日までに新たに県内事業所を設置して操業が開始されるものについては、今年度から補助金の要件の緩和を行っております。

59ページをお願いいたします。

5番の企業立地促進費補助ですが、これは、誘致企業が事業所の新設または増設を行った際に、設備投資や雇用の実績に応じて、補助金を交付するものでございます。特に、今年度からは、新規誘致を呼び込むため、中段、表の中ほどにありますように、スモールスタート研究開発業を新たに業種に加え、研究開発部門でスモールスタートし、将来の成長を期待する企業に対する支援についても取り組んでまいります。

60ページをお願いいたします。

7番のフードバレー構想推進企業誘致事業ですが、フードバレー構想による県南地域を活性化するため、ターゲット企業への企業誘致活動や広報活動を行い、食品関連企業を誘致しようという事業でございます。農林水産部や県南広域本部としっかり連携しながら進めてまいります。

最後に、61ページをお願いいたします。

8番の国際コンテナ利用拡大助成事業ですが、これは九州北部港などとの輸送コスト差を圧縮することで、県外他港へのコンテナ貨物の流出を阻止し、熊本、八代両港の貨物量

を増加させるための優遇措置でございます。

企業立地課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○永友観光物産課長 観光物産課でございます。

説明資料の62ページをお願いいたします。

項目1の「がんばろう！熊本」観光復興事業でございますが、熊本地震により失われた観光需要を回復させるため、風評被害対策や効果的な誘客を図るための事業を展開するものでございます。

具体的には、正確な情報発信を行うとともに、交通事業者や旅行会社とタイアップした各種キャンペーン、世界遺産等のコンテンツを活用した新たな観光ルートの設定、熊本地震に関する教育プログラムの造成を行うものでございます。

次に、項目2の観光復興会議具現化事業でございますが、昨年度開催しました観光復興会議で有識者からいただいた観光の創造的な復興の実現に向けた意見を参考に、観光産業を本県の基幹産業として成長させるための基盤づくりを進めるものでございます。

具体的には、熊本の食を活用して誘客するくまもとグルメツーリズムプロジェクトを立ち上げ、グルメタクシーによるツアーや、一流シェフによる地域の食材を使ったメニューの開発、提供などに取り組み、「おいしい県熊本」のイメージ確立を目指します。

また、地域の経済効果を高めるため、市町村や観光協会等にDMOの考え方の意識づけを行うための研修会の開催や地域のブランド力を高める宿泊施設の誘致など、新たな切り口で観光産業の活性化に取り組むものでございます。

63ページをお願いいたします。

項目3のMICE等誘致促進事業でございますが、熊本の認知度向上、観光客の増加に向け、スポーツイベント、大型コンサート及

び本県を舞台とした映画の制作、ロケなどを誘致するため、イベント開催等に要する費用の一部助成を行うものでございます。

次に、項目4の外国人観光客に対する「おもてなし」向上プロジェクト事業でございますが、外国人観光客が安心して熊本観光を楽しむことができるよう、宿泊、飲食などの接客業の経営者及び従業員を対象に異文化理解や語学力向上のためのセミナーを開催し、おもてなし力の向上を図るものでございます。

64ページをお願いいたします。

項目5の県産品販路拡大事業でございますが、熊本地震で損なわれた県産品の販路や市場を回復するとともに、地域資源を活用した付加価値の高い商品開発を促進し、県産品の販路拡大及びブランド力の向上を図るものでございます。

具体的には、大都市圏における物産展や商談会の実施、新商品の開発や販路開拓に要する費用の一部助成を行うものでございます。

次に、項目6の熊本産業展示場施設機能維持事業でございますが、グランメッセ熊本にWi-Fiや有線LANの整備を行うものでございます。

65ページをお願いいたします。

項目7の新規事業、伝統工芸館多言語化推進事業でございますが、伝統工芸館の館内サイン及びパンフレットを多言語化し、海外からの観光客の誘客を図るものでございます。

項目8の新規事業、全国博覧会県産品認知度向上等支援事業でございますが、おおむね4年に1度開催されます全国菓子大博覧会や食博覧会・大阪への出展を通して、県産品の認知度向上や新たな販路の開拓を図り、震災からの復興を全国にアピールするものでございます。

観光物産課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

説明資料の66ページをお願いいたします。

項目1の「KUMAMOTOブランド」の世界展開でございますが、海外とのつながりを積極的に強化し、その活力を取り込むための取り組みでございます。

具体的には、説明欄の2、(1)新規事業、海外販売商品ブラッシュアップ事業として、くまモンを効果的に活用し、現地有力企業とのタイアップによる観光物販プロモーションを実施するなど、アジア各国との経済交流を促進してまいります。

また、(2)海外展開推進体制整備事業では、専門性を有する海外コーディネーターやアドバイザーを配置し、県内企業等の海外市場開拓に向け、取り組み支援を強化してまいります。

67ページをお願いいたします。

項目2の熊本の強みを活かした国際交流等の推進でございますが、説明欄の2、(2)姉妹友好提携35周年記念事業では、本県と姉妹提携関係にある中国・広西壮族自治区、米国・モンタナ州と提携35周年を迎えるに当たり、広西友好訪問団受け入れや知事モンタナ州訪問などの記念事業を実施いたします。

68ページをお願いいたします。

項目3の多文化共生の地域づくりでございますが、説明欄2の(1)JETプログラム推進事業では、外国語教育の充実等のための外国青年の受け入れ等により、地域の国際化を推進する環境づくりを行うものでございます。

次に、項目4の北朝鮮拉致問題啓発事業でございますが、説明欄にありますように、国際的な人権侵害問題である拉致問題の解決に向けて啓発活動等を実施するものでございます。

次に、69ページをお願いいたします。

項目5の海外からの誘客の促進でございますが、説明欄にありますように、熊本地震の発生により減少した外国人宿泊者数を震災前

の水準に回復させるため、東アジアや東南アジア、欧米、豪州からの誘客対策を行うものでございます。

具体的には、2、(1)インバウンド誘致推進事業として、現地旅行博覧会等への出展や現地大手旅行社等と連携したプロモーション活動、現地メディアや人気ブロガー等を活用した情報発信を展開してまいります。

また、(2)新規事業、「くまもとの食」のツアー造成・販売促進事業では、泊食分離を促し、地元消費を拡大するための仕掛けとして、熊本の食べ歩きガイドマップを熊本市内の宿泊施設に配置すると同時に、海外の旅行会社に働きかけ、ガイドマップを活用した旅行商品の造成を進めてまいります。

次に、項目6の外国クルーズ船の誘致促進でございますが、説明欄にありますように、増加する外国クルーズ船を安全、円滑に受け入れるとともに、クルーズ客の満足度を高めることで、将来の継続的かつ拡大的なクルーズ船の寄港につなげるものでございます。

具体的には、2、(2)新規事業、外国クルーズ船誘致推進事業として、八代港に寄港する全ての国際クルーズ船客に熊本城をバーチャルで体験できるVRスコープを配付するなど、熊本の満足度を高め、再度の来訪を促してまいります。

国際課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

70ページをお願いします。

まず、1の2019女子ハンドボール世界選手権大会推進事業でございます。

2019年11月末からの大会開催に向け、着実に準備を進めてまいります。今年度は、大会実施計画の策定や会場の調査、設計、広報プロモーション、プレ大会の開催などを行うこととしております。

2のラグビーワールドカップ2019推進事業につきましては、2019年9月からの開催に向け、昨年度からスタジアムの改修に着手しており、今年度も、引き続き、照明、座席、トイレなどの整備を行います。

また、ことし6月10日に熊本では初めての日本代表の国際テストマッチが行われます。今回の盛り上がりワールドカップ本番につながりますので、積極的に誘致活動に取り組んでおります。

議会の先生方にも御支援のほどよろしくお願いたします。

次の3、オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進事業では、東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致に向け、日本オリンピック委員会などと連携し、誘致活動を行うとともに、キャンプ誘致に取り組む市町村への支援を行ってまいります。

71ページをお願いします。

4、国際スポーツ推進事業でございます。

国際スポーツ大会の開催に向けた機運の醸成や、昨年策定しましたレガシープログラムの推進を図り、レガシー創出のための活動などを行ってまいります。

以上でございます。

○早田順一委員長 この際、10分間休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時30分開議

○早田順一委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、次長及び工務課長から説明をお願いします。

○原企業局長 企業局です。

企業局が所管します事業の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、企業局の組織機構図につきましては、お手元資料、機構図の18ページをごらんください。

本庁は、総務経営課と工務課の2課体制、出先機関は、発電総合管理所、都呂々ダム管理所を設けております。職員数は、本庁40名、出先機関24名、合計64名となっております。

19ページから21ページまでは、企業局の役付職員名簿及び事務分掌となっております。

現在、企業局で経営しております事業は、電気、工業用水、有料駐車場の3事業でございます。

各事業の経営に当たりましては、平成27年度から31年度までの5カ年間で計画期間とします第4期経営基本計画を策定し、各事業の経営基盤強化に取り組んでいるところです。

まず、電気事業につきましては、28年度に荒瀬ダムの堤体左岸部の撤去と導水トンネルの埋め戻しなどを終え、今年度は、引き続き、安全や環境に配慮しながら、撤去の最終年度となる事業を着実に進めてまいります。

市房と緑川の主力4発電所の発電設備につきましては、引き続き、計画的なリニューアル工事を行い、事業運営の安定化を図ることとしております。

次に、工業用水道事業につきましては、地元の関係市町、関係部局と連携しながら、企業誘致や工業用水及び工業用水以外の水需要の開拓等に引き続き取り組んでまいります。

最後に、有料駐車場事業につきましては、28年度から指定管理者制度へ移行し、利用者サービスのさらなる向上を図っているところでございます。

詳細につきましては、この後、次長及び工務課長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

また、その他報告事項としまして、荒瀬ダム本体撤去工事の進捗状況につきまして御報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

○松岡企業局次長 それでは、企業局の主要事業等について御説明を申し上げます。

主要事業等の資料の72ページをお願いいたします。

まず、企業局の3事業の本年度の当初予算の総括表でございます。

事業ごとに、収益的収支と資本的収支に分けて記載をしております。

この左側の欄の収益的収支につきましては、電気事業、有料駐車場事業については利益の計上を見込んでおりますが、工業用水道事業につきましては損失を見込んでいるところでございます。

続きまして、73ページをお願いいたします。

経営基本計画の推進についてでございます。

企業局の経営の基本方針を定める経営基本計画につきましては、平成26年度に第4期基本計画を策定しており、経営基盤の強化やアセットマネジメントの推進、県民、地域との連携、協調を基本方針として、本計画に基づき、計画的に事業に取り組んでおります。

主な取り組みにつきましては、発電所のリニューアルや荒瀬ダム本体撤去の完了等、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、74ページをお願いいたします。

電気事業についてでございます。

1の施設等の状況に記載しておりますとおり、7つの水力発電所とそれから阿蘇車帰の風力発電所で発電事業を行っております。

次に、2の経営状況でございます。

7つの水力発電所では、利益を計上する見込みではありますが、荒瀬ダム撤去関連の費用負担や、今後市房及び緑川の発電設備更新工事に伴う長期発電停止を予定していることから、更新事業が完了するまでは厳しい経営状

況が続く見込みでございます。

阿蘇車帰風力発電所につきましては、平成26年度の供給電力量は増加を見たところでございますが、その後2年間、機器の故障や熊本地震の影響等によりまして、見込みを下回っております。阿蘇車帰発電所、緑川第3発電所、それから菊鹿水力発電所につきましては、現在固定価格買取制度による売電を行っており、市房、それから緑川の主力4発電所につきましても、更新工事の完了後、固定価格買取制度による売電を予定しているところでございます。

続きまして、75ページをお願いいたします。

3、荒瀬ダム撤去についてでございます。

全国初の取り組みとして、平成24年度から29年度の6年間でダム本体撤去工事を行うこととしております。

まず、(1)ダム本体撤去工事につきましては、29年度は、本体右岸部の撤去等を予定しております。詳細は、後ほど報告の際に御報告させていただきます。

次に、(2)環境モニタリング等についてでございます。

安全や環境に配慮したダム撤去を進めるため、治水面及び環境面の調査を行うとともに、フォローアップ専門委員会において評価、検証を進めてまいります。

続きまして、(3)ダム撤去に伴う地域課題への対応でございます。

ダム撤去に伴う地域の課題につきましては、地域対策協議会において協議を重ね、対応を進めているところでございますが、その一方で、ダム撤去後を見据えた坂本地域における地域振興の取り組みを検討していくということで、平成27年度に地域づくり部会を設置して取り組みを進めているところでございます。本年度も引き続きまして、撤去工事を進める一方で、モニタリング調査や地域課題への対応等の取り組みを進めてまいります。

次の76ページ、77ページにつきましては、主要発電所の発電設備更新及びF I T適用につきましては、後ほど工務課長から説明をさせていただきます。

引き続き、78ページをお願いいたします。

工業用水道事業でございます。

1の施設等の状況に記載しておりますとおり、有明、八代、苓北、3つの工業用水道を経営いたしております。

次に、2の経営状況でございます。

有明工業用水道事業につきましては、多量の未利用水を抱えていることに加え、竜門ダム関係経費が増大しておりまして、平成14年度から大幅な赤字になっております。このため、未利用水対策といたしまして、上水道への一部転用を行いました。さらに、地元市町と連携して、企業誘致活動や需要拡大に取り組んでいるところでございます。

なお、この3カ年で3件、日量にしまして880立方メートルの新規、増量契約を締結できたところでございます。

次に、八代工業用水道事業につきましては、やはり未利用水の上水道への一部転用等によりまして、若干収支は改善いたしましたが、さらに、新規受水企業の掘り起こしに努めており、今年度、新たに1社に給水を開始する予定でございます。

苓北工業用水道事業につきましては、平成25年度末には、建設時の企業債償還も完了し、経営は安定しているところでございます。

3の主な工事等でございます。

昨年度に引き続きまして、有明工業用水道の主要設備更新工事等に取り組むことといたしております。

次に、79ページをお願いいたします。

有料駐車場事業でございますが、これにつきましては、熊本市中央区安政町と、それから新屋敷で経営をしているところでござい

ます。

昨年度から指定管理者が運営しており、利用者サービスのさらなる向上を図るとともに、指定管理者から提案された納付金を収受することとなっております。

なお、昨年度は、熊本地震被害に伴う駐車場の休業等によりまして、納付金の減免を行っております。

また、熊本地震による被害箇所の復旧工事等に取り組み、できるだけ早期に駐車制限を解消することといたしております。

次に、工務課長から、76ページ、77ページの主要発電所の発電設備更新及びF I T適用について、説明をさせていただきます。

○武田工務課長 76ページをお願いします。

企業局では、主力発電所の老朽化や電力自由化への対応として、F I T適用による収益の安定化と設備更新による電力の安定供給により、経営基盤の強化を図りたいと考えております。

対象発電所は、市房第一、第二、緑川第一、第二発電所の4カ所であります。

水車発電機などの主要な設備を全面更新することによりまして、発電電力量は年間480万キロワットアワーの増加を見込んでおります。

総事業費につきましては約102億円を見込んでおりまして、そのうち、今年度につきましては4億6,500万円余を計上しております。

また、その他の設備の更新工事などとして12億2,100万円余と合わせまして、今年度の予算額は16億8,600万円余となっております。

77ページをお願いします。

全体工期ですけれども、平成26年度から32年度までの7年間で、現地工事につきましては、現時点では、市房発電所を平成30年度から31年度にかけて、緑川発電所を31年度から

32年度にかけて施工することを予定しております。

最後に、F I T適用によります売電価格と収支見込みでございます。

売電価格は、現在の約3倍となりまして、年間30億円程度の収入になる見込みであります。そして、その収入の使途でございますけれども、本事業に用いました企業債の償還金等に充当する予定であります。

説明は以上でございます。

○早田順一委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

○労働委員会事務局長 労働委員会です。

まず初めに、労働委員会の組織機構について御説明申し上げます。

組織機構図及び役付職員名簿の資料の22ページをごらんください。

労働委員会は、労働組合法に基づき設置された労使紛争を解決するための行政委員会です。労使間に紛争が生じ、自主的な話し合いで問題が解決できない場合に、不当労働行為の救済申し立てに対する審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん等を行っております。

当委員会は、公益、労働者及び使用者の代表各5名、計15名の委員で構成されております。

事務局は、事務局長を含め9名の職員で構成され、役付職員及び事務分掌は、23ページのとおりとなっております。

次に、平成29年度当初予算、主要事業及び新規事業を御説明します。

主要事業の資料の80ページをお願いします。

当委員会の当初予算は、委員会費が、委員報酬2,676万9,000円、事務局費が、職員給与費6,935万2,000円及び運営費532万8,000円で構成されており、総額1億144万9,000円とな

っております。

次に、主要事業を御説明します。

資料の81ページをお願いします。

労働委員会の業務は、主なものとして3つございます。

第1は、不当労働行為事件の審査業務です。これは、使用者が労働組合活動を阻害するなどの行為を行った場合に、労働組合または労働者個人からの救済申し立てを受けて審査を行い、必要に応じて、救済命令あるいは和解等により解決を図るものです。

第2は、労働争議、いわゆる集団的労使紛争の調整業務です。これは、労働組合と使用者との間の紛争が労使の自主的な話し合いで解決しない場合に、当事者からの申請に基づき、あっせんなどを行い、解決を図るものです。

第3は、個別労働関係紛争のあっせん業務です。労働者個人と使用者との紛争を解決するためのものです。

以上、当委員会の概要でございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、課長からの説明は省略させていただきます。

○早田順一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしてください。

それではまず、環境生活部関連で質疑はございませんか。——ございませんか。

○岩本浩治委員 環境生活部のほうから説明がありました第2の未来へつなぐ資産の創造という中で……。

○早田順一委員長 何ページですか。

○岩本浩治委員 部長の説明。

その中で、国立公園満喫プロジェクトに選定された阿蘇くじゅう国立公園において、公園施設の創造的復興、公園の魅力向上に取り組んでということでありまして、そして、その自然保護課の21ページですが、自然公園施設等災害復旧事業ということで、県有自然公園の復旧を阿蘇山上と草千里、給水、そしてまた、インバウンド倍増のための整備ということですが、大体どういうふうな中身か教えていただければと思った次第です。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

29年度にやる事業でございますけれども、復旧事業につきましては、そこに書いてございますように、今阿蘇山上の水源が今回の震災で被災を受けましたので、それで、かわります施設をことし繰り越しで行うということと、それから、草千里の駐車場も震災によりまして亀裂等ができましたので、それは補修でございます。

それから、6番目の満喫プロジェクトでございますけれども、これも、基本的にはまだ復旧事業が主でございます。阿蘇山上の古坊中の駐車場、それから大観峰のトイレも被災しましたので、それから、菊池溪谷につきましても落石等がございますので、落石等の除去、あるいは自然歩道の柵等が被災しましたので、その補修が主でございます。

以上でございます。

○岩本浩治委員 わかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 まずは部長にお聞きしたいんですけども、昨年、知事がシーリングをかけるという話で、新年度の予算でシーリング80%、90%、ことしのこの予算を見ると、

新規事業が例年に比べてほとんどなくて、まあその辺の状況ですね、——この予算、前年度の予算が記載されてたら、今年度の予算がどのくらいなのかわかるんですけども、今年度の予算しか書いてませんので、シーリングがどういう状態であったのか、新規事業が少ないんですが、その辺どうお考えになっているのか、お聞かせください。

それと、引き続きいいですか。

4ページなんですけど、チツソの補償金が過去何度も改定されてきたと思うんですけど、今、チツソの返済、弁済ですね、これは予定どおり進んでいるのか、もっと詳しくお知らせください。

それと、23ページの震災にかかわる廃棄物の処理なんですけど、これは前倒しでどんどん来ているというふうにお聞きしてますが、今最新の予定では、いつ100%到達するのか、できるのか、教えてください。どういう目標になっているのか。

○田中環境生活部長 環境生活部でございます。

まず、昨年度の予算の比較とそれから新規事業への取り組みの状況についてお尋ねをいただきました。

この29年度の主要事業及び新規事業のこの1ページ、こちらのほうをごらんいただきたいんですが、ここに前年度予算と本年度予算の比較が出されております。ここをごらんいただきますと、その隣に増減のところで92億円という一応金額的にはかなり大きな数字が増額になっております。この大部分につきましては災害廃棄物の処理、そちらの関係でございます。いろいろ被災者の方々の支援をする、それから、先ほど岩本委員のほうからもお尋ねがありました、いろんな地元の施設の復旧、復興を図るというそちらのほうを優先するというので、継続してやらせていただいている事業につきましては、できるだけ削

減できるものについては削減をする、工夫を凝らすということで、県全体として財政課のほうから20%削減ができないかという指示がありまして、基本的にはそれに基づいてやるようにいたしました。

ただ、その中でも、今申し上げた災害復旧に係る部分ですとか、それからどうしてもやはり急を要する部分、先ほど水俣病保健課長が説明をいたしました胎児性の患者さん方の生活の部分、非常に不安が大きくなっておりますので、この対策は急務の一つでございますし、それから環境教育の部分、子供さん方により一層この環境に配慮した環境立県について理解をしていただく、この部分についても必要な部分でございますので、環境センターのリニューアルを図るなど、必要な部分については、財政課と協議の上、何とか確保ができたのではないかと考えております。

まだまだ足らざる部分あるかもしれませんが、今後も工夫をしながら、削減できるところは削減をし、必要なところに予算を確保できるように精いっぱい努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田村環境政策課長 環境政策課でございます。

お尋ねがございましたチッソ県債に係る部分でございますけれども、資料の4ページをお開きいただきたいと思うんですが、現在、平成29年3月31日現在で償還予定額があと395億残っているということになっております。これにつきましては、先ほども御説明しましたけれども、平成12年の抜本策に基づきまして、チッソのほうから、患者補償を行った後に、経常利益の中で返せるものは返していただいて、残りの部分につきましては、県債ですとか、あるいは国庫補助におきまして地財措置がなされておりますので、県債の償還については滞りなく行われてきているもの

というふうに考えております。

以上でございます。

○久保循環社会推進課長 災害廃棄物の処理について、いつ100%に達するのかわかるといってお尋ねだということですが、今のところ市町村の計画どおり進んでおりまして、私も県としましても、二次仮置き場の設置ですとか、解体業者の確保ですとか、仮置き場への持ち込み基準の対応ですとか、そういった工夫を進めておりまして、結論としましては、先ほど申し上げましたとおり、熊本市以外につきましては、12月までに大体完了していく見込みでございます。ただ、熊本市につきましては、建物数も多くございますし、また、マンション等の大型の建物もございます。そこ付近を踏まえますと、やっぱり3月ぐらいまではかかるのかなという状況でございます。

○濱田大造委員 ありがとうございます。

続けてよろしいですか。

○早田順一委員長 どうぞ。

○濱田大造委員 25ページをお願いします。

25ページのエコアくまもと環境教育推進事業に関してなんですが、これは、県北の環境教育拠点を目指すということで、いろんなプログラムをするということですが、もうちょっと詳しく教えてください。

○久保循環社会推進課長 エコアくまもとについては、県南に環境センターございますけれども、県北における環境教育拠点ということを目指そうということで、設置構想の中の一つとして掲げておりまして、資源循環型社会教育プログラムということで、教員の方と県職員の方のOBの2名を配置しまして、昨年度からいろんな学習プログラムをつくり

まして、学校等にも働きかけまして、地元の皆様も来ていただくという形でプログラムを実施してきておるところでございます。

先ほど申し上げましたけれども、昨年度中の視察等も含めまして2,100名ほどが来館いただいているという状況で、着実に今年度もその教育関係の数をふやしていくような形で進めていきたいなと思っておるところでございます。

○濱田大造委員 対象というのは、もうちょっと——その対象、例えば修学旅行生等をふやしていくとか、そういうのはあるんですか。

○久保循環社会推進課長 今のところ、まずは学校というところがございまして、また、あと、周辺の市町村とか大人の方も含めて、特に、大きく対象を定めて進めておるといった状況ではございません。

○濱田大造委員 了解しました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 水俣病に関しては、あと、報告事項があるようですので、そこでちょっと質問させていただこうと思います。

自然保護課の中尾課長にお伺いしたい。

資料が、21ページから22ページです。

ちょっと細かい点も含めて3点ありますけれども、説明聞いて、あるいは飛ばされたところもあるかと思うので、ちょっと読んで、例えば、21ページの3の1と3と5というのが、似ているようで事業が違うわけでしょうから違いがあるんだと思います。この違いというのが、対象が、例えば事業名も鳥獣保護対策、あるいは特定鳥獣、指定管理鳥獣。対象が違うから事業が違うのか、あるいはこの主体が、5番なんかの県が実施主体となつて

とか、あるいは市町村に補助する場合、この3つの違いを教えていただきたいのが1点目。

2点目は、例えば、ここで言うと、管理計画をつくっていらっしゃると思いますが、調査方法にもよりますが、しっかりそれに向けて早期誘導というのもありましたので、減っているのか、あるいは減っていないのか、頭数がですね。被害額もそうですけれども、それが2点目。

3点目は、一応農林から行っていらっしゃるとはいえ、自然保護課ですから、どんどん減らしてとっていいということなのか、一方では、農林業の被害を軽減というのが書いてありますので、それなのか、いや、あくまでも適正な頭数というところに近づけていく、そういう管理を充実する、自然保護課としてのお立場ですね、方向性を聞かせていただきたいと思います。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

まず、1点目でございますけれども、21ページの3の1と、3と5の違いでございますけれども、先生おっしゃるように、1と3におきましては、対象が、1の場合は、猿、カモ、クリハラリスということの対象でございます。3番目は、これは、鹿に限定したものでございます。5番目につきましては、これは県が事業主体でやるということでございまして、これらの中身としましては、新たな捕獲方法であったりとか、認定事業体と言っておりますけれども、要するに、有害鳥獣を専門とする事業体、これは5者ございますけれども、これを育てていくと。育てていって適正頭数にもっていくといったことの事業の育成でございます。

2点目でございますけれども、頭数につきましては、今現在、昨年の震災もございましたけれども、横ばい状況かなという判断をし

ております。

その3番目の適正な頭数と、ちょっとかわり合いますけれども、基本的には、例えば鹿につきましても、県内の森林面積とかからいきますと、大体7,000頭がベターだろうということになっておりまして、今現在は約5万8,000頭いるだろうという調査結果が出ております。これにつきましては、適正頭数にもっていくということで10カ年計画をつくりまして、それをもっていこうというところでやっておるといってございまして。基本的には、先ほど適化法に基づきますところの第11次事業計画、この中で、適正な数、保護しながら、あるいは有害鳥獣につきましてもやはり減らしていくと、目標までもっていくといったことで進めるといってございまして。

以上でございます。

○松田三郎委員 わかりました。

鹿が、7,000頭目標に対して現在5万8,000ということですが、たしか以前お伺いしましたけれども、鹿の頭数の調査というのが、例えば定点で何カ所か決めて、鹿のふんの数が大体一番主流のといえますか、調査方法と聞きまして、実際の狩猟をなさる方、猟師さんとかに聞くと、例えば、それはそこにずっと人がいるわけじゃないでしょうから、どうしても二重にカウントしたりとか。だから、どうしても正確に、この5万8,000というのもですね、じゃあ、ほかにどういった調査方法があるのかと言われると、なかなかほかにないから、これによるしかないんだろうと思っております。

肌感覚で猟師さんに聞くと、いやいや、全然減つたらんばい、ふえているんじゃないかろうかという方も、それも、その方の感覚ですので、本当に、全体として、地域にもよるかもしれませんが、実際、5万8,000という数がどうなんだろうかと。もちろん何か計画を

立てるには一定の基準なり、おっしゃるような、今で言うところの科学的と言われるような方法しかないわけでしょうから、なかなか自然保護課に本当ですかと聞いても、いや、一応そういうことになってますというしかないんだらうと思っております。要は、被害額等の推移等の関係でございまして、ここに農林産物への被害軽減ということも、農林サイドからも、いろいろな各市町村から、県で言うと農林水産部に上がって、また自然保護課にというのも来ているんだらうと思っております。

だから、もうちょっと精度の高い調査方法があればとは思いますが、今のところそうでもないんだらう、まあ、頑張ってくださいというしかありません。

1つだけ、さっき専門的にされておられる集団、これは、5者というのは、1つ、2つでもいいですけども、どれぐらいの規模といますか、地域にバランスよくいらっしゃるかというのを、ちょっとお聞かせいただきたい。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

今、5者おりますけれども、玉名に1つでございます。それから熊本市に1つで、県の猟友会も入っておりますので、2つと。それから菊陽町に1つ、それからあさぎり町に1つの5者でございます。

大体、基本的に、認定事業体になるには、その従業員といいますが、資格を持った従事者の方々大体決まっておりますので、大体今のところ5名か10名程度でございます。

○松田三郎委員 結構です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

なければ、次に、商工観光労働部関連で質疑はございませんか。

○西山宗孝委員 40ページ、中小企業の支援課、商工振興金融課ですかね。グループ事業、きょうも先ほどの説明で何者か認定交付決定があったというお話聞きましたが、既に工事を始めているところもおかげでふえてきているんですけども、工事の過程で計画よりもさらに工事費が上がってきたとか、これは物価の上がりもそうなんですけれども、労働者不足で人件費も上がったりですね、動きながら、民間の事業でもありますので、非常にそれで困っていらっしゃる方が実際にいらっしゃるんで、相談受けるんですけども、この当初の予定どおりじゃないとだめだという話になつとるという話なんですけど、じゃあ、その増減があって、いずれにしても、今の変更については一切だめなのかどうかをまず聞かせていただきたいと思います。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

途中でのいろいろな事情での変更につきましては、相談をさせていただきながら対応を考えておりますので、支援センターあたりに相談していただければと思っております。全くその対応ができないというわけではございませんので、補助金の交付決定の範囲内でやりくれるのかどうか、そういったものを含めて相談する体制を整えておりますので、御相談していただければと思います。

○西山宗孝委員 今補助決定の範囲内というお話であったかと思うんですが、決定の範囲内であれば余り問題ないと思うんですけども、個々の事業のですね。決定した額よりもさらに超えそうだという現場的な課題があるんですけども、それも含めたところで相談していただければということなんでしょうか。

○浦田商工振興金融課長 そこも含めて、どういう状況か御相談していただきながら手続進めさせていただきたいと思います。

○西山宗孝委員 実際、市町村経由で県にいろいろ相談もあっていると思うんですが、実際として、今工事している方、複数の方から聞いたんですけども、絶対その決まった額よりも超えちゃいかぬという話だけを聞かれているので、非常にありがたい、今回答いただいたんですが、逆に決定額よりも下回った場合とかも中にはあるのではないかと思うので、そういった事例はいかがですか。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

実際の交付決定ベースで補助金が確定していく段階で、だんだん実際金額が落ちているのが現状でございます。最近の交付決定、支払いの事業確定の例では、交付決定というか、事業申請の一番初めのグループ認定からの予定金額から約15%ほど落ちているという状況でございます。実際、初め多く出されて、工事を進める過程で工事の規模を縮小されたりとか、ここまで思ってたけれどもこの辺でいいだろうとか、そういう状況で規模が少しずつ小さくなっているというのが最近の動きでございます。

○西山宗孝委員 工事の途中で、そういった規模が縮小であるとか、変更であるとかに伴って減るケースが多いと。逆の場合も、ふえる場合もあるということで、それは臨機応変な相談にはなるということで解釈してよろしいでしょうか。

○浦田商工振興金融課長 ケースによると思いますけれども、まずは相談していただいてというところをお願いしたいと思います。

○西山宗孝委員 わかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 62ページでございます。

62ページの事業概要の2の(3)のマル新で阿蘇地域の観光施設等の支援事業と、阿蘇地域の観光客回復を図るためのプロモーションと書いてありますが、先ほどの国立公園満喫プロジェクトは、約5カ年事業でインバウンド等を、——また集客を図ると。ここの場合は、女子ハンドボールとかラグビーワールドカップが開催されて、ぜひこのプロモーション、どういうふうにするのか。阿蘇は、もう御存じのとおり阿蘇山を抱えております。阿蘇山に来るのはほとんどいないような状況で、これを呼び込むためにどういうプロモーション、観光客回復を図るために、ちょっとお聞かせいただければと思うわけですが。

○永友観光物産課長 観光物産課でございます。

今回計上しております、62ページの1の(3)でございますが、阿蘇地域の観光施設等の支援事業ということで、阿蘇地域の観光客回復を図るためのプロモーションということで記載しておりますけれども、これは、昨年度、ふっこう割ということで下期、相当回復はしてきております、県全体ですね。

ただ、阿蘇地域においては、特に阿蘇中部、南部においては回復ができております。昨年12月現在で6割程度と、対前年比ですね。ということでしたので、2月、3月には、阿蘇中部・南部応援ツアーを実施してきたところでございますけれども、それでもなかなか回復し切れていないという状況の中で、今回、もうふっこう割というのは今後ございませんので、この阿蘇地域、特に中部、南部をどうてこ入れしてお客さんを呼び込むかというところで予算を計上させていただ

ております。

この詳細については、今後、7月からJR九州と大分県、熊本県、連携しまして、キャンペーンをしたいというふうに考えております。その中で、阿蘇、やはり大分と熊本の連携でございますので、特に阿蘇の位置しているところは非常にかなめになりますので、そこで、阿蘇中部、南部地域にいかにか呼び込むかというところで、この予算を使って、阿蘇市、地元の市町村、それから観光協会と意見を、交換も若干しておりますけれども、協議しながら、地元の協力も得て、誘客に努めたいというふうに考えております。

○岩本浩治委員 なかなか観光客がふえてきませんので、そういう面では、いろんなホテル、旅館を使うイベントをしてもらっておるんです。せっかくですから、女子ハンドボールとかワールドカップがありますので、そういう方々の呼び込みができるような、ぜひプロモーションをお願いしたいなというふうに思うんですね。あと、オリパラのときは、満喫プロジェクトという、創造的にやって、そして行うということですので、それには5カ年事業ということで間に合うと思うんですが、これをぜひお願いをしたいなというふうに思うわけです。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 5点ほどあるんですけども、49ページ、お願いします。

49ページの6の「熊本県IoT推進ラボ」なんですけど、これで、外国人労働者というふうに記載されておるんですけど、これは、よく言われている研修生とかも入っているのかどうか。これ、外国人労働者と留学生を情報ネットワーク化して、その先にどういうことを目指しているのか、もっと詳しく教えてください。

次に、61ページです。国際コンテナ利用拡大助成事業で、これもずっと続いていると思うんですが、11年まで。40フィートで1万円、5,000円を補助すると。これは、釜山港まで持っていく定期船だと思うんですが、九州では、恐らく博多港が一番荷が集まると思うんですが、価格競争力というのは、これは1万円と5,000円でずっと来ていると思うんですが、これで維持できるのかどうか、教えてください、現状。

それと、次、69ページ、お願いします。

まず、5の海外からの誘客の促進ということなんですが、私も、ことし香港に議連で行ってまいりまして、いろんなお話もお聞きできたんですが、現地の方から、銀聯カードというのがぜひ導入を進めてくださいという要望もいただきまして、ちょっと調べてみたら、中国人というのは、あんまりカードを使わないみたいですね。カードを持ってない方が多くて——富裕層は持っているんでしょうけれども、銀聯カードというのが非常に使われていると。理由を調べてみたら、少なくなっただけとはいえ、中国人が日本で落とすお金、爆買いがなくなっても大体22万円ぐらい落とすそうです。これは正確な数字かどうかそちらでも調べていただきたいんですが、最近では22万円で、——中国人は現金もあんまり持ち合わせないらしいんですね。理由は何でかという、高額紙幣が100元までと。これは御承知のとおり、100元までしか発行してないんですね、中国政府が。だから、日本円にして100元って、たしか1,300円ぐらいですね。これね、日本で22万円を使うとすると、100元札で持ち込んだら、えらい束になるらしいんですね。日本円の1万円とか、ドル紙幣の100ドル紙幣に相当する高額紙幣がないために、むちゃくちゃ札束になるから、中国人は、基本的に海外旅行のときは、現金はあんまり持ってこないと。できれば、この銀聯カードで全部対処する。最近では、ビット

コインというのでも対処しているとね。端的に、このおもてなしとして、銀聯カード、または仮想通貨とかの対策はどうなっているのか、お尋ねします。

それと、最後、あと1つ。高校時代の友達が今電通に勤めていまして、きのう連絡がありました、6月にフィンランドだったかどこか、ラグビーの親善マッチがあると。それで、九州電通がプロモートしているらしいんですが、チケットがかなり売れ行きが悪いと。県との取り組みをぜひ後押ししてほしいんですけどもという連絡があったんですが、その辺今どうなっているのか、教えてください。

以上です。

○早田順一委員長 じゃあ、4点ですね。

○末藤産業支援課長 IoT推進ラボ事業についてお答えいたします。

まず、こちらに参加いただく外国人の方に、いわゆる研修生の方が含まれているかどうかにつきましては、今手元に資料がございませんので、改めて、確認の上、御連絡差し上げたいと思います。

それから、事業は、具体的にどういうものかと申しますと、外国人の方々、多様なバックグラウンドをお持ちですので、母国の生活習慣や産業界におけるニーズについて情報収集をいたしまして、異文化融合協働によって県内企業におけるIT、IoTを使って新たなビジネスを創出する、それから販路拡大を支援するというところを行おうと考えておまして、本年度、具体的には、情報ネットワークの構築及びIoTに係る新事業創出のためのマッチングを行うコーディネーターの設置を予定しております。

情報ネットワーク化につきましては、その具体的な方法については、今決まっているものはございませんけれども、例えば、SNSで

すとか、あるいはホームページのようなものをイメージいただければと思います。

以上です。

○小牧企業立地課長 企業立地課でございます。

国際コンテナ利用拡大助成事業で、この補助額で競争力があるかという御質問だったろうと思います。

まず、この資料で1万円と5,000円と書いてあるものは、県の補助額でございまして、それにおおの、熊本港の場合は熊本市、八代港の場合は、八代市がさらにかさ上げをしております、まず、新規利用企業ですと2万円になります、かさ上げをして2万円。

継

続利用ですと、かさ上げを行いますと1万5,000円という形になります。

実は、この拡大補助額を、制度設計をするときに博多港と県内港で比較をさせていただきました。一応上海まで荷物を持っていったときどうかというような比較をさせていただいております。当然博多の場合は直接上海まで行きますし、熊本の場合は、途中で積み荷をかえる必要がございますので、やはりコスト面で博多と県内で差が3万6,400円程度、単位が多少違いますけれども、コンテナについて3万6,400円。ただ、一方で、県内から九州北部の陸送、今度は逆に費用がかかる分ですね、博多の場合。それが1万8,000ほどかかると。それを引きますと、大体九州北部港と県内港の物流コスト差が1万8,400円程度だろうという試算を当時させていただいております、そういったところから補助の制度設計を行っているというところでございます。

以上でございます。

○永友観光物産課長 観光物産課でございます。

お尋ねの銀聯カードの関係ですけれども、観光物産課のほうでインバウンドの受け入れ環境整備については取り組んでおります。

平成27年度と平成28年度に受け入れ環境整備ということで、補助金、国の交付金を活用しまして補助事業というのをつくっております。その中で、大きく分けますと、いわゆる言語バリアフリーということで、施設の利用マニュアルとかを多言語化しようと。観光客の安全避難ということで、避難誘導の案内表示の多言語化とか、あと、それから観光客のインバウンドの方が快適におでかけできるようにということで、トイレの洋式化とかハード整備。それから、もう一つがクレジット決済、銀聯カード含みますけれども、これを昨年度メニュー化してやりました。ところが、実績がゼロで上がってきてないという状況でございますので、そこら辺もう一回、中国の、特に銀聯カード、中国の方ですので、そのクレジットを実際に——、今後ふえてくると思われまますので、インバウンドですね。その辺の状況を調査しまして、今後、銀聯カードの端末を設置しているかどうかといったところの現状も、それはちょっと把握していきたいなというふうには考えております。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

6月10日のラグビー日本代表とルーマニア代表のテストマッチについてのチケットの購入状況についてです。

4月19日の時点で現在2,000枚にまだ届いておりません。会場は3万2,000人の規模があるんですけれども、当日はいろんな報道席とか席を一定程度確保する必要があつて、3万人を若干切る席があるんですけれども、その前提で現在2,000枚届いていないという状況でございます。

これは、現在、チケットぴあでありますとか、インターネットで販売されておるんです

けれども、熊本で、これまでラグビーのトップリーグとか、そういった試合がありますけれども、これまで県のラグビー協会の方々が、今まではチケットを手で売っていくということでやられておりましたので、なかなか、現在インターネットとかチケットぴあで買うということで、まだなれられてないということもあって、今週、日本ラグビー協会の方と相談しまして、チケットを一定程度預からしていただいて、そういう売り方も可能になるということになりました。

また、県のほうでも、ワールドカップに向けた機運醸成に大変重要な試合でありますので、県職員はもちろんですが、県内の企業でありますとか、そういったところにも現在販売を開始したところでございます。何とかできるだけ多くの方に来ていただいて、秋には本番のワールドカップの組み合わせが決まりますので、そこに向けてぜひ多くの方に見ていただいて、いい流れができるよう頑張っていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○濱田大造委員 了解しました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 今の最後の関連ですけれども、水谷課長。

もともとは、3万2,000のうち、3万弱ぐらいですか。全部一括してネットとかチケットぴあだけしか扱えなかったのが、ラグビー協会との協議で、一部分は顔を見ながらというか、手売りというか、大体割合というのはどれぐらいなんですか。ざっくりした話で結構。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 販売可能な座席数が約2万7,000枚あります。そのうち、プレイガイドで売ろうとしている券が、

大体8,000枚ぐらいです。あと、日本協会の方が、日本協会のいろんな顔見知りの方々と思うんですが、それに売っていきこうと確保されているのが2,700枚ぐらいあります。それ以外が基本的にはインターネットとか、そこで売っていくことになる想定されておったんですけども、それを熊本県側と県ラグビー協会で申し入れをしまして、当初は、買った分だけチケットを与えますと、それで売ってくださいということでしたけれども、一定程度預けますから、売って、残ったら早目に返してくださいというやり方がやっとなりできるようになりました。それについては、県ラグビー協会がまず2,000枚をもらいまして、それが現在売られております。うちのほうも、今企業さん回って何枚ぐらい買っていたか、今回回っているところですので、その辺がある程度まとまった段階で日本協会に券を預けていただくようお願いしたいと思っております。

○松田三郎委員 私、実は国際スポーツの特別委員会の委員でもありますが、そっちのほうで詳しくはお伺いしようと思っておりますけれども、ほんちゃんのほうの、まだもちろん組み合わせとか試合数にもよるでしょうけど、それもたしか何かばっと、プレイガイドなりラグビー協会とか、向こうが握ってという言い方は変でしょうけれども、なかなか、例えば熊本県として、あるいは県内の市町村で、やっぱりこういった人に来てほしいというので、いわゆる足を使ったセールスですね、チケット。それがどうも余りないらしいという話を聞いてますけれども、そこまでの話というのは、今の段階ではまだあんまりかっちりとは決まってないんですか。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 現在まで、そこまではかっちり決まってません。ただ、今回、地方がこういう状況なんですよと

いうことは、日本協会に、十分伝えられたと思っておりますので、ほかの開催都市とも連携しながら、そういった柔軟な販売ができるように組織委員会にもいろいろ申し上げたいと思っております。

○松田三郎委員 なかなか、熊本県と熊本市でやるわけですから、対戦カードによってといますか、ただ、ネットだけとかプレイガイドだけという、今度の6月10日のような状況になるのだらうと思います。私たちの選挙とかパーティー券じゃありませんけれども、やっぱり直接行って、あ、今度これがあるんだとか、なら熊本でやるんならちっとは協力しようかというような、ややアナログ的かもしれませんが、そういう方法もかなり取り入れていかないと、県の方からすると、早くからそういう制度にしとってくれば、もうちょっと自分たちも売る自信はあったのにとこの自信は当然おありだと思しますので、我々も、議会としても委員会としても協力しますので、早目早目に、その2019年は時期が間に合わぬだつたとならぬようにと思っておりますので、お願いいたします。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○小牧企業立地課長 先ほど濱田委員から質問ありました国際コンテナ利用拡大助成事業の件で、先ほど申し上げました数字については、あくまでも制度設計をしている段階での試算であるということでございますので、つけ加えさせていただきます。

○早田順一委員長 濱田委員、よろしいですか。

○濱田大造委員 はい。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 済みません、ちょっと中座して今から質問するの大変心苦しいといえますか、申しわけないんですけども、1点だけ確認したいことが商工観光にありまして、ありがたくもグループ補助金の話も多分あったというふうに、説明も事前にある程度聞いておりました。それで、この制度は、私は、被災を受けた方、企業、また、いろんな商店の方、大変大事なことで、本当に熊本の、ある意味で経済を下支えしてくれたというふうに思っています。政府の決断も非常に大きくて大変ありがたい、その一言に私は尽きると思っています。

ただ、ちょっと私が気になるのは、きょうも発表があつて、これだけのグループ、これだけの企業が支援を受けたと決まっているんですけども、今のところ我々が情報が知り得るのは、グループ名とその企業という形なんです。私はいろいろ考えがあると思うんですけども、例えば、これは公金ですから、グループ補助金で、ある企業は幾らいただいたというのが、これはある意味では公表されてもいいのではないかと。それは公金ですから、これだけ感謝するという思いで、決して隠すようなものでもないというふうに思っています。

ただ、それが、じゃあ公表すると、また違う角度の問題があるとかというのがあるのかわかりませんが、これに関して、グループということで、いわゆる支給され、そして各企業に幾らあるということが公表されると、もらった本人たちは、これだけ公金で支援をいただいたと。これだけまた復興に頑張らないかぬというような形での責任も生まれるんじゃないかと思うけど、こういうことに関する考え方というのは、県としてはどう思っておられるのか、そこを確認したいなと思っています。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

現在の公表の取り扱いにつきましては、先ほど城下委員から言われたとおり、グループ名と補助事業者名を交付決定の都度公表しております。

このやり方にしたのは、事業者ごとの補助金の決定額について、被害額とか復旧費用が、補助金を公表することによって類推できまして、経営状況に少なからず影響があるのではないかということで、国と協議し、この方式にしております。

なお、東北では、グループ名だけの公表でございました。それよりも、本県では事業者の公表もしているということで、一步踏み込んだ形にはしております。

今城下委員から御指摘があった点は、中企庁とも情報共有しながら今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○城下広作委員 私は、企業に対して、これだけやったからということで、それを表に出して企業に対してやりにくいというような意味ではなくて、あくまでも——中には、私と会話する中で、うちのところは申請してこれだけの分をもらったと、大変ありがたいと、この公金に対しては感謝しなきゃいけないと、だから頑張らないかぬ、そのことによって事業再生して、しっかり税金として返すように頑張らないかぬなど、ありがたかったと言って、自分からその金額を言われて、私たちに感謝の思いを伝える方もたくさんあるんですよ。そういう人は、極端に言うと、公表されても全然どうでもないと、逆に、堂々とそのことによって頑張っていくという前向きな人もいたもんだから、あえてそういう人たちのことを考えると、そういう考え方もあるのかなというふうに思って、今回の分は。ただ、聞くところによると、東北ではもっとグ

ループの個々の名前も出てなかったということで、今回それよか前進しているということは前進しているんですね。

今後、あんまりあることは望まないんですけども、こういう形で、やっぱり公金に来て救われたという感謝をすると、ある意味ではそういう金額もおおよそ出るということが私は一つの効果もまた働くのかなということで、確認をさせた次第でございます。

わかりました。了解でございます。

○早田順一委員長 ほかに……。

○松田三郎委員 私も、経済久しぶりなんで、機構も変わって、確認を1点と質問させていただきますが、冒頭、部長の総括説明の中で、1ページの最後のほうですけれども、くまモン関連を公室に移管をして、そして県産品の販路拡大業務を観光と一体的に取り組むように観光物産課に改める。まさに、この全てとは言いませんけれども、観光とこの物産というのはかなり密接に関連をしているということで、これはいいことだと思います。

実は、県議会には、超党派で、観光関係は数年前に観光議員連盟と言っていたのを、いち早く観光・物産振興議員連盟、今私が会長いたしておりますが、皆さんより先に名称を変えたということでございまして、その次の段落には、クルーズ船、インバウンドが国際課に集約となっております。

それでちょっと確認ではございますが、簡単に言うと、国内の人の動きとか、あるいは物産関係というのが観光物産課で、この事務分掌とか見ておりますと、貿易振興に関するというのは国際課になっておりますので、人のインバウンド、ここ書いてある、——とか、仮に何か輸出したいとか、どっか事業がありましたけれども、海外での物産のプロモーション等々と、これは国際課がと。かつちり分けられないという部分もあるうかと思

ますが、そういう事務分掌になっているんですね、確認ですけれども。どっちでも結構です。

○小金丸国際課長 今の松田委員から御質問いただきました点についてお答えいたします。

委員がおっしゃられたとおりでございます。海外に関する物産、それから誘客、インバウンド、そちらに関しましては国際課のほうでやらせていただいております。

一方、国内の物産については観光物産課というふうなところの分け方をさせていただきました。

先ほど、冒頭でございましたくまモン関係でございますが、くまモン関係は知事公室のほうに行っておりますが、ただ、海外での認証、くまモンを使っていいかと、くまモンを使ってこういう商品をつくっていいとか、そういった部分については国際課のほうで窓口となりまして、知事公室と協議をさせていただくと、そのような流れになっております。

以上です。

○松田三郎委員 わかりました。

その関連でといいますか、例えば、資料でいいますと63ページ、観光物産課になりますけれども、——よく観光の話をしますと、例えば、わかりやすく言いますと、あんまり大きくありませんけれども、私の地元の球磨・人吉で、球磨郡にどれだけ人を呼び込もうと努力しても、例えば、今日本遺産に認定されて3年目になりますけれども、たくさん人が来ても、ほとんど泊まる場所がなくて、うちのくくりでいくと、人吉市内のホテル、旅館に泊まられると。大きく言うと、例えば、阿蘇はそこそこあるでしょうけれども、阿蘇とか天草に行っても、熊本市内のどっかホテルに泊まられるということも多分多いんだろ

うと思います。うちで言うと小さい話です。かといって、じゃあどっか球磨郡の町村で直営の何か旅館、ホテルをやるかとか、第三セクターでやるかという、これは大体失敗するでしょうから誰もやろうとしないと。ということは、どっかから名立たるような旅館、ホテルを引っ張ってくればどうだろうかという話も実はあります。

そこで、これは初めて見ましたけれども、この63ページに、これはまた条件は違うんだろうと思いますが、まず、この本県のフラッグシップとなるような観光施設の誘致活動、これは、フラッグシップって何ですかね。旗艦店というときのあれかな。

○永友観光物産課長 直訳すると旗の旗艦です。ここでフラッグシップと言っているのは、いわゆる阿蘇でいいますと、国立公園満喫プロジェクトの中にもこのような記載をさせていただいておりますけれども、もともと観光復興会議のほうで御意見をいただいたところなんですけれども、やはり観光産業として立て直していく中で、自慢したくなるような旅館、ホテル、いわゆる上質などいいますか、ちょっと高級なホテル、世界と戦えるようなホテルというのをつくって、それで人を呼び込もうと、インバウンドをですね。このようなことで、宿泊施設誘致活動事業ということで、誘致するための活動経費ということで、今回当初予算のほうに計上させていただいております。

○松田三郎委員 ということは、既にもう名立たるどっかのホテルなり旅館なり、いうところがイメージしやすいんですか。それとも、来てから名立たるものにしていこうとかという、何か具体的に、例えば、ここで言える範囲で結構ですけれども。

○永友観光物産課長 現在、いわゆる名立た

るところというのを持ってこようというふうには考えておりますけれども、今現状、まず土地、どこにという部分と、誰に来てもらうか、どこに来てもらうかというのの情報収集を始めたばかりでございます。

○松田三郎委員 阿蘇の話がありまして、阿蘇はかなり有利かもしれませんし、熊本市内なのかもしれませんし、決して球磨・人吉にお願いしますと、この場では言いませんけれども、そういう悩みが多いというのも、ぜひ部長初め、幾ら頑張ってもこのお金を落としていただくという工夫をしても、やっぱり宿泊が一番1人の単価が高いわけでしょう。そうすると、どうしても行き着くところは、何か宿泊がないと、民泊とか農家民泊ぐらいでは、なかなか採算も合わないし、キャパの問題もあるということで、何かいい方法がないだろうかというお悩みが多いようでございますので、ぜひ頭の隅には置いといていただきたいと思っております。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

なければ、次に、企業局関連で質疑はございませんか。——ございませんか。

○濱田大造委員 県営駐車場についてお尋ねしますが、去年、ある企業から、指定管理者になってからなかなかスムーズに契約の移行ができないから何とかしてほしいという相談があって、私も県に相談したことがあるんですが、今そういう苦情というか、そういうのはもう全くなくなったのかどうか、教えてください。

○松岡企業局次長 県営駐車場の今の利用上ということでもよろしいのでしょうか。契約…

○濱田大造委員 例えば代行業者、代行サービスが県営駐車場と長期契約を結んで、途中で指定管理にかわったので、なかなか当初は継続して契約ができなかったという話がありまして、そういう話はほかにもあったのか、今どういう状況なのか、どういう把握の仕方をしているのか、教えてください。

○松岡企業局次長 県営駐車場の利用のあり方についてでございますけれども、県営駐車場の利用については、代行業者等との契約のあり方ということでございますが、それについては、この移行に際しまして、最終的には円満に契約ができ上がっているという状況でございます。

○濱田大造委員 今後は、もうそういう業者さんから私たちに相談があっても、もう指定管理者と話してくれと、そういう話になりますね。

○松岡企業局次長 基本的にはおっしゃるとおりでございます。

○濱田大造委員 指定管理者、これはたしか東京の会社なんですね、東京資本の。ベンチャー企業だと思うんですけどね、そういった企業で。ですから、地元の代行サービス業の、今うまくいっているかどうかわかりませんが、いろんな会社が県の駐車場と長期契約して、いきなり業者からしてみれば契約者かわるわけですね。かわると、東京の会社ですから、こっちに支店がないんですね。支店がなくて、担当者が、いきなり電話かかってきて、もう打ち切りですよと、契約はしませんと。契約の内容も随分変更されて、だから全然採算が合わないというトラブルがあったみたいなんですね。ですので、県もぜひ、指定管理者制度に移行するときは、こういったトラブルが必ず起きて、相談の窓

口が、やっぱり県の職員に相談しても全然門前払い状態と、そうだったと思うんですね。やっぱり最終的には、県議会議員に何とか相談と、ぜひこういうことも……（発言する者あり）いや、そういうのじゃないですね。ぜひそういったことがあるということは念頭に置いてください。お願いします。

○城下広作委員 せっかく代行の話が出たから、全然知らぬわけじゃないもんだから。

代行運転は、今路上にとめて客引きしたらいけないんですよ。だから、代行運転は控えて駐車場にとまっとならないけない。そのときに、県営駐車場のほうが、どの代行も手が挙げたら平等に貸しますよという、そういう話をするんですかね。

○松岡企業局次長 ちょっと難しい質問ではございますけれども、駐車場の利用のあり方とかそういったことを含めて、現在、県営駐車場につきましては、できるだけ一般の方々に使いやすくということで、長期間の駐車をできるだけ少なくして、いろんな方々に駐車ができるような、そういう形で対応しているというような状況の中にございます。

○城下広作委員 わかりました。

結構いろいろ複雑な問題があって、先ほど濱田委員が言った流れの中で、いろいろとその代行の使われ方とか、あそこを利用するもんで、いろいろ前から問題があっているんですよ。そういう一端があって、ちょうど今度は経営が変わって非常にそれがまた難しくなったと、こじれたというの、大体想像がつくもんだから。

そうすると、あるA者に貸すと、B者も、私も借りたいとなったときに、ここはAがよくてBがだめとか、いろいろ問題があるから、それはよくしっかりと整理されとったほうがいいですよということをちょっと言って

おこうと思ってお聞きしました。了解です。

○早田順一委員長 御要望ということで。

○城下広作委員 はい。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。
なければ、次に、労働委員会関連ではございませんか。

質疑はございませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

議事次第記載のとおり、執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課長から資料に従い報告をお願いします。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

お手元の資料、経済環境常任委員会報告事項のうち、環境生活部の冊子の1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきまして御説明させていただきます。

1の水俣病対策の主な経緯についてですが、平成25年4月16日の最高裁判決以降の経緯を記載しております。

説明に当たりましては、ポイントのみ御説明させていただきます。

平成25年4月16日の最高裁判決では、水俣病かどうかを判断する際においては、総合的に検討することが重要であるとの指摘がなされました。

そこで、県としては、上から5項目めになります。7月29日に総合的検討とはどのようなものであるのか、その具体化を環境省に求める要望書を提出いたしました。その結果、資料の下から2番目の項目になります

が、平成26年3月7日に環境省から総合的検討についての通知が発出されております。

このような最高裁判決後の一連の動きの中で、資料の1ページの中段にお戻りいただき、平成25年10月25日に、水俣病認定申請棄却処分に係る行政不服審査請求事件について、国の不服審査会から、認定相当であり、知事の棄却処分を取り消すという裁決がなされました。資料には記載しておりませんが、これに対しまして、環境省は、今回の裁決は個別事案であり、参考事例であると、言うなれば、これまでと変わらないとも言える見解を示したことから、国の不服審査会と環境省で考え方が異なる状況が生じることとなりました。

このことから、県としては、このまま認定審査業務を継続することが困難であると判断し、そのため、資料の平成25年12月19日のところがございますとおり、国の不服審査会と環境省で考え方が異なっているという現状認識であることを知事が表明するとともに、環境省に対して、国の臨時水俣病認定審査会で審査を行うよう、その設置と開催を求めたところがございます。その結果、資料2ページをごらんください。上から2項目めになりますが、平成26年4月26日に臨時水俣病認定審査会が12年ぶりに開催されました。

平成27年度の動きにつきましては、2ページが一番下の項目をごらんいただきたいと思っております。7月3日、水俣病認定申請棄却処分に係る行政不服審査請求事件1件について、国の不服審査会から県の棄却処分は相当との裁決が公表されました。

資料の3ページの1項目めでございますが、7月8日には、7月3日の裁決公表等を受けて、知事が臨時記者会見を行い、最高裁判決を踏まえた環境省と国の不服審査会の考え方が整合のとれたものとなったとして、県の認定審査会を再開することを発表いたしました。そして、7月12日には、県の認定審査

会を約2年4カ月ぶりに再開したところでございます。以降、平成27年度は計4回、28年度は6回の審査会を開催しております。

以上が主な経緯のポイントでございます。

訴訟関係につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、資料3ページの2、認定業務の状況でございますが、(1)のところがございますが、先ほどの主要事業説明の際、御説明しましたとおり、3月31日現在で認定申請件数は1,146件となっております。

(3)認定審査の状況につきましては、平成28年度は、審査会を6回開催し、269件を審査し、206件について棄却決定を行っております。

今年度も、引き続き認定審査の促進に努めてまいります。

次に、3の水俣病に関する裁判の状況についてでございますが、詳しくは、資料の4ページ、5ページの一覧表に記載しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

現在、4ページ、5ページでございますが、8件の訴訟が提起されております。

まず、4ページの表の一番左の水俣病被害者互助会による国家賠償等請求訴訟でございます。原告8名による国、県、チッソを被告とする損害賠償を求める裁判が続いており、一番下の経過の欄がございますとおり、平成26年3月31日に熊本地裁の判決がありましたが、現在控訴審に移っておるところでございます。

次から3つは、ノーモア・ミナマタ第二次訴訟になります。

これも国家賠償等請求訴訟、つまり、チッソとともに、国、県に損害賠償を求めるものでございます。それぞれ熊本、東京、大阪で提訴がっております。現在、資料の左端の原告という欄のところに記載されておりますとおり、原告数は、熊本が1,312人、東京が

67人、近畿が122人となっております。

次に、4ページ一番右の欄でございますが、これも損害賠償請求訴訟でございます。これは平成27年1月に提訴されたもので、原告は1名でございますが、国、県、チッソを被告とし、440万円の賠償を求める訴訟でございます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思っております。

左側になりますが、障害補償費不支給決定取消等請求訴訟でございます。これは、水俣病関西訴訟で損害賠償が認められ、その後、公健法上も水俣病として認定された方1名が、県に対して公健法に基づく障害補償費を請求された事案でございます。

一番下の経過の欄でございますとおり、1審では県が勝訴しましたが、原告が控訴し、控訴審では、6月16日に原告勝訴の判決が下され、現在県が最高裁に上告中でございます。

次に、表の真ん中でございますが、平成27年10月15日に提訴されました水俣病認定義務付け等請求訴訟でございます。水俣病被害者互助会の原告7人による公健法に基づく水俣病認定申請に係る棄却決定の取り消しと水俣病認定の義務付けの訴訟でございます。

最後に、右側になりますが、食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等を求める訴訟でございます。内容は、水俣病の患者発生を食中毒事件として取り扱い、調査等の実施を求めているものでございます。この訴訟は、水俣病の認定や損害賠償を直接求めるものではございませんが、関連する訴訟として掲載させていただいております。

以上が裁判の状況でございます。いずれの訴訟におきましても、県として司法の場で主張、立証を行い、適切に対応してまいります。

水俣病審査課は以上でございます。

○松岡企業局次長 企業局でございます。

同じく報告事項の企業局分の資料をお願いいたします。

表紙を1枚おめくりいただきまして、2枚目をごらんいただきたいと存じます。

荒瀬ダム撤去工事等の進捗状況についての御報告でございます。

まず、1、28年度、昨年度の主な施工内容でございますが、昨年度は、①の図で赤く示しております堤体左岸部を撤去いたしましたところでございます。これまでと同様に、発破による撤去を行い、11月から延べ25回発破を実施しております。

また、撤去したコンクリートにつきましては、導水トンネルに埋め戻しております。

続きまして、下の写真をごらんいただきたいと存じます。

昨年10月時点での工事着手前と現在の状況について比較をしている写真でございます。上の写真が工事着手前の状況で、下が現在の状況です。ごらんとおり、現在では、河川内の構造物がほとんどなくなっており、もとの川の流れが回復しているという状況でございます。

次に、同じく資料の裏面をお願いいたします。

本年度の主な施工内容についてでございます。

まず、①堤体右岸部の撤去についてでございますが、下の図をごらんいただきたいと思っております。本年度は、ここに示しておりますように、赤色で示している部分が撤去を予定しているところでございます。

続いて、②建物の解体及び調圧水槽の埋め戻し、撤去についてでございますけれども、下の写真のとおり、藤本発電所、それから荒瀬ダム管理所の建物、そして③に示しております調圧水槽について、昨年度から始めておりますが、解体、撤去の工事を引き続いて実施していくこととしております。

荒瀬ダムにつきましては、本年度、いよいよ撤去の最終年度となったところでございます。安全、環境に十分配慮して、撤去を確実に完了できるように努めてまいりたいと存じます。

企業局の報告は以上でございます。

よろしく願いをいたします。

○早田順一委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 水俣病の訴訟の問題で、一番左の平成19年10月11日の分なんですけれども、1人当たり1,700万円で、うち1人は1億9,338万、この違いは何だったかな、もう一回教えてもらえればと思って。

○三輪水俣病審査課長 こちらにもデータはございますが、裁判の関係でもございますので、ちょっとこの場での回答は……。

○城下広作委員 了解です。わかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 県議会にも以前特特で水俣病の対策に加わりまして、かなり当時も熱心な議論をしていたと思いますが、ちょっと離れると、なかなか知識も理解も薄くなる部分がありまして、非常に時系列等をよくまとめていただいた資料だと思います。

それで質問というのが、ふだんなかなか我々の聞く機会がないんですが、例えば、先ほどの主要事業の説明の中の9ページに訴訟対応、2,100万余りですか、大体計上してありますが、もちろんこの審査課の中にも訴訟対応の職員さんがいらっしやって、ふだんは余り表に出ない仕事だけれども、非常に厳しい仕事をやっていただいているという話を聞いて

たことがあります。

さっきの4ページ、5ページでいきますと、被告が国とチッソと本県の場合もあれば、単独の場合とか鹿児島県も一緒という場合の訴訟の弁護士といいますか、例えば、国で選ばれた法務省の人とか、環境省が選んだそういう人が一緒に主導するんですか、それとも県は県でやっぱりそれぞれ独自に選んで、そういう人がいろいろな訴訟活動をするのかというのを、入り口の点で教えていただきたい。

○三輪水俣病審査課長 私のおります審査課のほうでも当然検討いたしますが、いろいろ専門的な知識というのが必要でございますので、3名だっと思えますけれども、一応私ども、弁護士さんを選定させていただいて相談をしながら対応を検討しているというところでございます。

○松田三郎委員 顔ぶれ見ると、最前列の皆さん、かつて課長経験者ですので、部長、局長でも結構でございますが、その3人というのは、なかなかちょっと特殊な知識、理解が必要でないと、——難しいんでしょうが、あんまり変わらない顔ぶれなんですか、それとも県の顧問弁護士さんを中心に選んでもらうとか、名前とか顔ぶれは必要でないです、大体どういった感じで今の3名、毎年毎年といえますか……。

○中山政策審議監 中山でございます。水俣病対策を所管しておりますので、私のほうから少し補足をさせていただきます。

ただいま課長が申しあげました3人の弁護士さんにつきましては、長くこの水俣病に関する訴訟を担当していただいている方々であります。

それから、つけ加えますと、裁判においては、被告として国と熊本県とチッソと3者が

訴えられるケースが多いわけですが、チッソは民間の企業ですけれども、国、県は、ともに平成16年の最高裁判決で責任を認められた立場から、一緒になって訴訟進行をしているところでございます。

○松田三郎委員 局長おっしゃるように、なかなかこの今までの歴史とかその経緯をある程度御存知でないと、ただ、法律的な知識だけというわけにいかないでしょうから、ある程度長いスパンでお願いしなければならないという意味では、これにはこの、毎年大体この額なんですか、訴訟対応というのは。

○三輪水俣病審査課長 大体この金額で予算をお願いしているところであります。

○松田三郎委員 余り私も減らせ、ふやせという意味じゃなくて、必要な分はしっかり、おっしゃるように、例えば、片がついた成功報酬云々じゃない部分も多いでしょうから、詳しい、しっかりした弁護士さんをお願いしているのであれば、しっかりした対応も必要でしょうから、私一人の力じゃどうもなりません。必要な部分があればしっかりまた要求していただければと思います。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 企業局の方にお聞きしたいんですが、この荒瀬ダム、私も撤去を見に行ったことがあるんですが、全国から本当、視察がかなり訪れていたように思います。昨年1年間でどのくらい視察があったのか、わかるなら教えてください。

それと、ダムが老朽化して全国でも撤去するところがあるかもしれませんが、こういうダムとかの撤去のノウハウを教えてくださいというような自治体が全国にあったのかどうか、

そういう動きがあるのかないのか、教えてください。

○松岡企業局次長 まず、最初のお尋ねの28年度の視察の状況ですけれども、昨年度につきましては10件の視察があったということで、100人程度の方がお見えになったということでございます。

それから、もう一点の各自自治体からの撤去のあり方等についてのお尋ねということでございますけれども、こういったことについては、直接私たちのほうにお尋ね等があった経緯はございません。

以上でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で委員から何かありませんか。

——なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後4時3分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長